パブリックコメント用資料

南砺市総合計画後期基本計画(素案)

計画期間　平成 24 年度～平成 28 年度

施策の大綱の再編について

- 現計画書の「施策の大綱」
  - 基本目標　３、基本方針　７、基本計画（施策の柱）　４１
- 見直しによる再編案
  - 基本目標　３（変更なし）
  - 基本方針　７（変更　１）

  （交流と調和のまちづくり⇒市民と行政の協働のまちづくり）
  - 基本計画（施策の柱）　３９（うち新設　１）

※参考（ほか、今回見直した主なもの）

施策の展開のうち施策中分類

現計画書　１７５施策　⇒　見直し後　１６４施策

成果指標　現計画書　１０６個　⇒　見直し後　１５７個

南砺市総合計画の施策体系

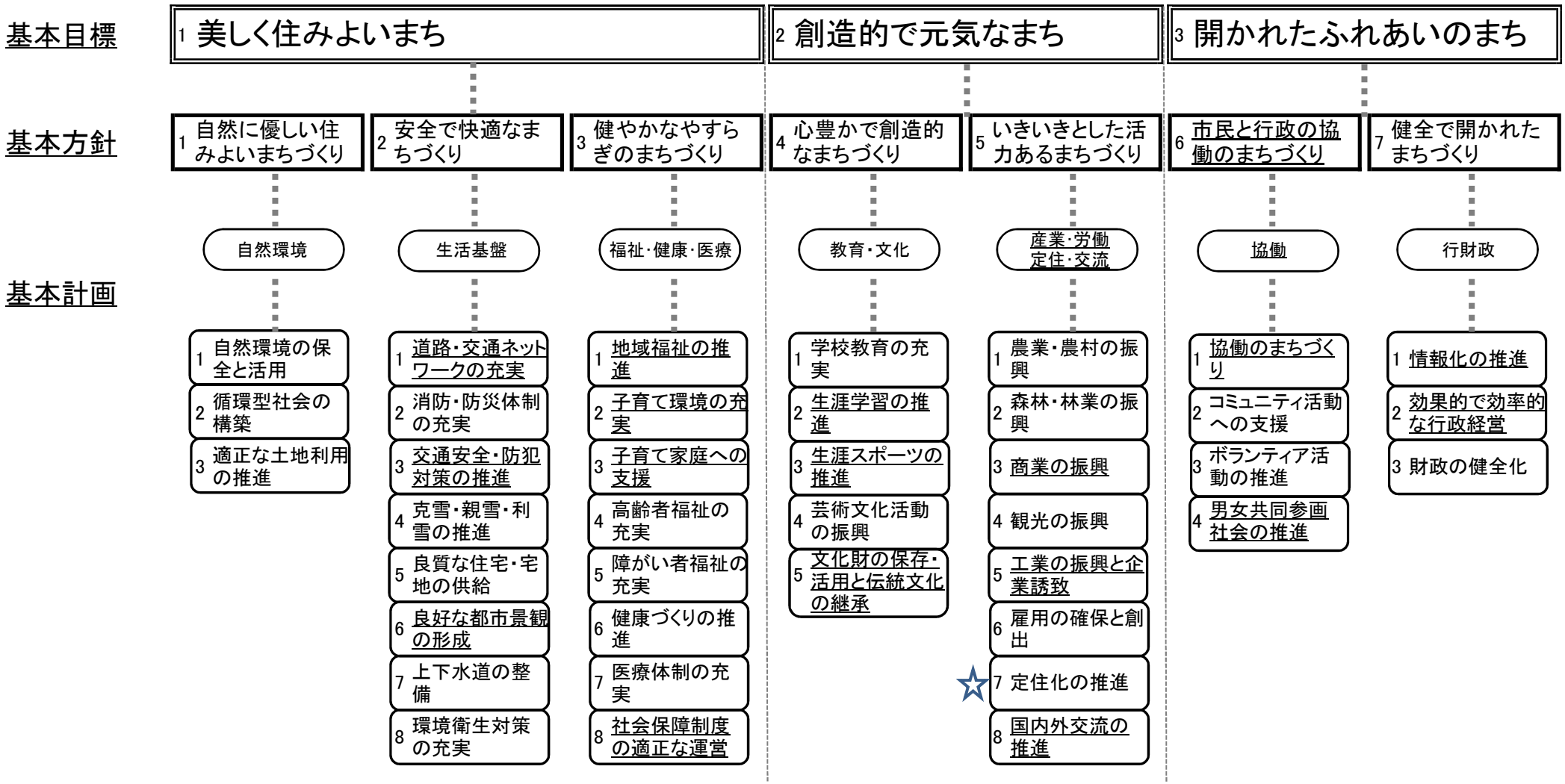

凡例：下線＿＿は当初計画から変更、☆は新設

南砺市総合計画　後期基本計画

1美しく住みよいまち

ページ

1-1　自然にやさしい住みよいまちづくり

1-1-1　自然環境の保全と活用 …… 1
1-1-2　循環型社会の構築 …… 2
1-1-3　適正な土地利用の推進 …… 3

1-2　安全で快適なまちづくり

1-2-1　道路・交通ネットワークの充実 … 4
1-2-2　消防・防災体制の充実 …… 5
1-2-3　交通安全・防犯対策の推進 …… 6
1-2-4　克雪・親雪・利雪の推進 …… 7
1-2-5　良質な住宅・宅地の供給 …… 8
1-2-6　良好な都市景観の形成 …… 9
1-2-7　上下水道の整備 …… 10
1-2-8　環境衛生対策の充実 …… 11

1-3　健やかなやすらぎのまちづくり

1-3-1　地域福祉の推進 …… 12
1-3-2　子育て環境の充実 …… 13
1-3-3　子育て家庭への支援 …… 14
1-3-4　高齢者福祉の充実 …… 15
1-3-5　障がい者福祉の充実 …… 16
1-3-6　健康づくりの推進 …… 17
1-3-7　医療体制の充実 …… 18
1-3-8　社会保障制度の適正な運営 …… 19

2創造的で元気なまち

ページ

2-4　心豊かで創造的なまちづくり

2-4-1　学校教育の充実 …… 20
2-4-2　生涯学習の推進 …… 21
2-4-3　生涯スポーツの推進 …… 22
2-4-4　芸術文化活動の振興 …… 23
2-4-5　文化財の保存・活用と伝統文化の継承 … 24

2-5　いきいきとした活力あるまちづくり

2-5-1　農業・農村の振興 …… 25
2-5-2　森林・林業の振興 …… 27
2-5-3　商業の振興 …… 28
2-5-4　観光の振興 …… 29
2-5-5　工業の振興と企業誘致 …… 30
2-5-6　雇用の確保と創出 …… 31
2-5-7　定住化の推進 …… 32
2-5-8　国内外交流の推進 …… 33

3開かれたふれあいのまち

ページ

3-6　市民と行政の協働のまちづくり

3-6-1　協働のまちづくり …… 34
3-6-2　コミュニティ活動への支援 …… 35
3-6-3　ボランティア活動の推進 …… 36
3-6-4　男女共同参画社会の推進 …… 37

3-7　健全で開かれたまちづくり

3-7-1　情報化の推進 …… 38
3-7-2　効果的で効率的な行政運営 …… 39
3-7-3　財政の健全化 …… 40

南砺市総合計画後期基本計画における重点施策

重点施策 …… 41

南砺市総合計画後期基本計画成果指標・目標値等一覧表

成果指標・目標値等一覧表 …… 46

[1－1]自然に優しい住みよいまちづくり
{1－1－1}自然環境の保全と活用

【施策の目指すべき姿】

南砺の豊かな水と緑を守り育むため、行政と市民が連携して活動を進めます。
散居村景観や自然環境、生活環境を保全し、人と自然が共生できる安全でやすらぎのあるまちをつくります。

【現状と課題】

○緑の保全と緑化の推進

白山国立公園を含む豊かな森林、全国でも珍しい散居村という独特の田園空間。これらの自然環境は、多様な公益的機能を有するばかりでなく、市民の心に潤いと安らぎを与えるものであるといえます。将来とも、かけがえのない自然環境との調和を維持し、市民一人ひとりが豊かな「緑の里」を守り育て、生活基盤となる「美しい住みよいまちづくり」を進めていく必要があります。

○散居村景観の保全

散居村を構成しているカイニョ（屋敷林）やアズマダチと呼ばれる伝統的な農家住宅は、生活スタイルの変化に伴い年々減少し、固有の農村景観が変容しつつあります。今後は、その保全と活用に向け、景観保全協定の締結による保全活動や市民意識の向上が求められています。また、新たに文化的景観の指定に向けた調査を進め、貴重な日本の農村の原風景として、引き続き保全を進める必要があります。

○水環境の保全

豊かな森林から流れ出る清らかな水は、市民生活に潤いを与えてくれるばかりでなく、イワナやミズバショウなど、貴重な動植物の生息の場となっています。これらの生態系に配慮した水辺環境の保全や、ホタルやメダカなどが棲める河川や用水路などの整備が求められています。

○身近な環境の保全

清潔で美しい環境をつくるため、花や緑を育てるとともに市民・地域・企業など、全員が一体となって行うゴミの適正な処理や環境保全活動の推進が求められています。市民の環境に対する関心の高まりの中で、河川敷や山間部における不法投棄やポイ捨てなど、市民全員の目で監視をしていく必要があります。

○自然災害の防止対策

国土の保全や水源の涵養など、森林の持つ多面的な機能を保全するため、保安林の整備をはじめ、砂防指定地・急傾斜地、地すべり地域における監視と災害防止対策等を進めるなど、自然災害に対する適切な備えが求められています。

○豊かな森づくり

近年、クマの出没や害虫の被害など、森林を取り巻く環境は大きく変化していることから、里山の整備、野生動物との棲み分け対策、企業や森林ボランティアを含めた市民参加の森づくりなどが求められています。

また、森林や清らかなせせらぎなど自然環境を活用して、山村と都市との交流促進や、自然とふれあう機会を提供していく必要があります。

【用語解説】

※散居村景観保全協定
散居景観の保全、屋敷林の維持管理についての内容を定めたもの。散居景観保全事業を実施するための条件であり、集落内の2/3戸以上または20戸以上の参加があれば市と締結できる。
※里山林　集落周辺の森林
※BOD（生物化学的酸素要求量）
水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもの。一般的にBODの値が大きいほど、その水質は悪いと言える。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
緑化の推進	・花と緑の銀行等関係団体の協力による緑化活動の推進
美化運動の推進	・美化意識の高揚による美化運動の推進 ・地域における清掃活動の支援
散居村景観の保全	・地域活動などと連携した景観保全の推進
水環境の保全	・水環境学習の推進による保全意識の高揚 ・生態系に配慮した水辺環境の保全
河川の環境整備	・計画的な河川改修の推進 ・うるおいのある良好な水辺空間の形成
不法投棄の防止	・不法投棄防止啓発活動の推進によるモラルの向上 ・不法投棄監視員の活動強化
自然災害の防止	・パトロールや危険箇所の調査 ・危険箇所の調査に基づく計画的な事業の推進
自然公園等の整備と管理	・施設の保全と適切な整備・維持管理
豊かな森づくりの推進	・森林環境の保全による野生動物との共生の推進 ・企業、市民参加による植林、育林などの森づくり活動の支援 ・山村と都市との交流促進とグリーン・ツーリズムの普及促進

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備　考
自然環境（散居村景観含む）が美しく保たれていると思う市民の割合	%	－	74.7（H23）	80.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
散居村景観保全協定の締結数	件	115	122	130	
不法投棄件数	件	10	48	40	
森づくり活動の参加者数	人	1,168	2,380	2,600	
市内河川のBOD基準達成率	%	100	77.7	100	

【目標値の設定理由】

【自然環境（散居村景観含む）が美しく保たれていると思う市民の割合】
今後とも森づくりや自然環境等の保全活動を市民と行政の協働により進めることで、市民の意識向上が期待できることから目標値を80%に設定しました。
【散居村景観保全協定】
散居村景観及び屋敷林の保全活動を進めることで、屋敷林がある集落の意識高揚が期待できることから、対象となる全193集落のうち概ね2/3に当たる130集落を目標値に設定しました。
【不法投棄件数】
警察との連携及び市民によるパトロールなど監視体制を強化することにより、不法投棄の抑制が期待できることから目標値を40件に設定しました。
【森づくり活動の参加者数】
地域やNPO法人、企業における森づくり活動が定着しています。今後の大幅な増加は見込めないものの、取組みを継続的に進めることで現状の1割増である2,600人を目標値に設定しました。
【市内河川のBOD基準達成率】
今後、基準値を超える原因を調査し指導を強化することで、目標値を100%に設定しました。

【関連施策】
散居村景観の保全・・・「農業・農村の振興」（25ページ）に関連施策を掲載。
水環境の保全、不法投棄の防止・・・「環境衛生対策の充実」（11ページ）、「農業・農村の振興」に関連施策を掲載。
自然災害の防止・・・「消防・防災対策の充実」（5ページ）に関連施策を掲載。
山村と都市との交流促進、グリーン・ツーリズムの普及促進・・・「農業・農村の振興」、「観光の振興」（29ページ）に関係施策を掲載。

[1－1]自然に優しい住みよいまちづくり
{1－1－2}循環型社会の構築

【施策の目指すべき姿】

【現状と課題】

市民や事業者の意識を高めることにより、ごみ排出量の抑制と資源化率の向上、省エネルギーへの取り組みを進めます。
自然エネルギーや未利用エネルギーの活用などにより、環境負荷の少ない循環型社会の構築を進めます。

○ごみの減量化、資源化対策

これまで、市民総ぐるみでごみの減量化や資源化に取り組んできたことにより、ごみの総排出量、一人1日当たりごみ排出量がともに減少してきています。
循環型社会の構築に向けた取り組みとして、家庭・地域単位でごみを出さないライフスタイルを心がけ、さらなるごみの減量化、資源化を図らなければなりません。今後とも、リサイクルやごみ減量化など市民の自発的な意識の高揚が求められています。

○環境基本計画

地球温暖化や廃棄物の処理などの環境問題に対処するためには、循環型社会の構築に向け、それぞれの事業活動等から環境負荷の低減に努める必要がありますが、近年、市民のこうした環境に対する意識が次第に高まってきています。
今後、環境基本計画やエコビレッジ構想の策定により、環境行政の方向性と循環型社会の構築に向けた方針を定め、実行する必要があります。

○エネルギー対策

地球環境の保全は、市民一人ひとりの心がけや習慣づけが最も大切です。特に一般家庭や学校、それぞれの事業所などの積極的な実践が求められています。
また、環境負荷の少ないエネルギーへの転換を目指し、今後は新エネルギーを利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

【用語解説】

※新エネルギー
新エネルギーとは、石油に代わるエネルギーのこと。太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られ、石油や石炭などのいわゆる化石燃料が枯渇性の不安を抱えるのに対して、主に太陽が照りつづける限り枯渇の心配がないことから、「再生可能エネルギー」とも言われる。
※エコビレッジ
お互いが支え合う社会と自然と調和した環境負荷の少ない循環型の生活を持続可能とすることを目的としたまちづくりの概念。

【関連施策】
バイオマスタウンの推進・・・「農業・農村の振興」（25ページ）に関連施策を掲載。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
ごみ減量化の推進	・3R（リデュース、リユース、リサイクル）意識の啓発 ・生ごみ処理機購入助成及び減量化活動に対する支援
ごみ資源化の推進	・ごみ分別意識の啓発による資源化率の向上 ・資源ごみ集団回収に対する支援 ・分別収集体制及び適正処理の推進
環境基本計画の推進	・環境基本計画に基づく啓発及び支援 ・地球温暖化防止対策の推進
エコビレッジ構想の推進	・エコビレッジに関する構想の策定と推進
新エネルギーの利活用の推進	・新エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱等）の調査研究及び情報提供 ・新エネルギーの導入や利活用への支援
バイオマスタウン構想の推進	・バイオマスエネルギーの利活用に対する調査研究及び支援

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
ごみの総排出量（家庭系ごみ）	t	8,893	8,432	8,000	
一人一日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）	g	413	412	360	
総資源化量	t	2,381	1,992	2,800	
木質ペレット利用量	t	－	－	620	H17、.H22は調査未実施
住宅用太陽光発電設置件数	件	144	360	700	
自然エネルギー総発電量	kw	628	1,686	3,500	

【目標値の設定理由】

【ごみの総排出量・一人一日当たりの家庭系可燃ごみの排出量】
ごみ減量化や資源化の啓発などへ積極的に取り組むことで、市民の環境への意識の高まりによりごみの排出量の減少に期待できることから、目標値として「ごみの総排出量」を8,000t、「一人一日当たりの家庭系可燃ごみの排出量」を360gに設定しました。
【総資源化量】
市民や団体、自治会等に対して、ごみ資源化の啓発や活動の支援を行うことで、市民のリサイクル意識の高まりに期待できることから、目標値を2,800tに設定しました。
【木質ペレット利用量】
一般家庭へのペレットストーブの普及に向けた補助制度を継続して行いながら、今後、公共施設等でのペレットの利用を検討することで、利用率の増加が期待できることから、目標値を620tに設定しました。
【住宅用太陽光発電設置件数】
今後も、国、県、市による住宅用太陽光発電設置経費への助成制度の継続が見込まれることから設置数の伸びが期待できるため、目標値を700件に設定しました。
【自然エネルギー総発電量】
現在の自然エネルギーを活用した発電としては、住宅用太陽光発電及び小水力発電であり、今後、それらのさらなる利用に向けて事業化を進めるほか、発電量の増加を目指して新たな自然エネルギーの調査・研究を行うことから、目標値を3,500kwに設定しました。

[1－1]自然に優しい住みよいまちづくり
{1－1－3}適正な土地利用の推進

【施策の目指すべき姿】

限られた土地の有効かつ高度な利用を図り、自然環境や地域の特性を活かした秩序ある土地利用を進めます。

【現状と課題】

○国土利用計画

本市の個性は、豊かな自然環境のみならず、自然と調和した世界遺産・合掌造り集落や散居村などの農村風景、古くからのまちなみなど、歴史を感じさせる景観にあります。これらは、自然の保全と開発の調和を基本とした先人の努力によって築かれ、市のイメージともなっています。一方、地球の環境問題や社会環境の変化、都市としての成長過程の中で、森林・農地の保全や適正な維持管理による生産基盤の確保と公益的機能の強化が求められています。また、市街地における低未利用地の有効活用や災害に強い都市構造、周辺景観と調和した潤いのある都市空間の形成にも配慮していく必要があります。

○地籍調査

地籍調査は、土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待されています。過疎化や境界精通者の高齢化等により境界の不明確化が懸念されるなか、大規模災害などにおける迅速な復旧事業の着手、市街地や山林などにおける円滑な土地利用の基礎づくりのため、自治会組織等を中心に市民と一体となった円滑な調査が求められています。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
国土利用計画の適正な運用	・都市計画マスタープランの推進 ・農業振興地域整備計画の推進 ・森林整備計画の推進
地籍調査の推進	・適切な土地の管理を目的とした地籍調査の推進

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備　考
地籍調査の進捗率	%	23.0	24.3	26.0	国：49%　県：28% ※国県はH22データ
耕作放棄地面積	ha	－	14	10	H17は調査未実施

【目標値の設定理由】

【地籍調査の進捗率】
今後も、面積に対して筆数の多い地区を実施する予定であり、これまでの進捗率から推計して26%に設定しました。
【耕作放棄地面積】
山間地では、地目が畑でありながら現況は雑木林の箇所もありますが、農地と認められる土地の耕作放棄地解消の取組みを促し、耕作放棄地を増やさない施策を進めることで、目標値を10haに設定しました。

【用語解説】

※地籍調査の進捗率
　国有林及び湖沼等の公有水面を除いた面積の内、地籍調査が終了した面積割合。

[1－2]安全で快適なまちづくり
{1－2－1}道路・交通ネットワークの充実

【施策の目指すべき姿】

産業・経済・災害時などにおける広域的な連携の強化を図るため、利便性の高い道路網をつくります。
人にやさしいみちづくりに努め、安全に安心して利用できる道路環境をつくります。
少子高齢化に対応した持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を進めます。

【現状と課題】

○東海北陸自動車道の整備推進

広域交通の大動脈であり、本市の中央を縦貫する東海北陸自動車道は、市内に福光ICと五箇山ICを有しており、東海方面からの玄関口となっています。また、北陸自動車道、能越自動車道とも直結され、地域防災、観光、企業誘致など、市発展の要となる道路です。

しかし、全線開通に伴う交通量の著しい増加と対面通行により、交通渋滞や事故が多発し、安全な通行の確保が困難となっています。また、福野地域において新たに（仮称）南砺スマートインターチェンジが設置され、今以上の交通量の増加も予想されることから、早期の安全性の確保が求められています。

○道路網の整備促進

地域産業、経済、文化の発展を図り、市民の生活を支える重要な基盤として、国道、主要地方道、一般県道、幹線市道、補助幹線市道、都市計画街路の整備と、耐用年数を経過した橋梁や劣化した舗装の改善など、計画的な道路改良や維持修繕等が必要です。

今後も、国・県道の整備促進に向け、関係機関へ積極的に働きかけていくとともに、市道についても必要な路線・箇所を選定し、道路改良、雪寒対策、維持修繕など、早期に事業効果が発揮できる道路網の整備と、安全で機能的な市街地道路の形成に向け、集中的に取り組む必要があります。

○公共交通利用対策の推進

市民の日常の移動手段となる生活路線バス、市営バスの運行など、公共交通機関の適正な運行と路線の維持が求められています。今後は、利用者の目的に応じた運行計画の検討や、高齢化社会の進展に見合った通院・買物等の移動手段を確保するが必要があります。

○JR城端線活性化の推進

公共交通の軸であるJR城端線は、これまで地域住民と観光客の移動を支え、生活と観光振興の基盤となってきましたが、近年のモータリゼーションの進展や少子化の進行に伴い、年々利用者数が減少しています。

しかし、車を運転できない高齢者の増加や、鉄道が安全で環境にやさしい移動手段であることに鑑みると、JR城端線は重要な交通機関であり、維持活性化していくことが求められています。

今後、事業者、関係機関や沿線自治体と連携し、市民の利用促進施策と利便性向上施策の推進を図るとともに、市民のJR城端線の利用に対する意識の高揚を図っていく必要があります。また、北陸新幹線の開業を見据え、観光客の利用促進施策の推進が求められています。

○案内サインの整備

道路案内標識や観光サインなど、様々な案内サインが整備されていますが、今後はサイン計画に沿った誘導看板の設置や案内看板の統一を図り、市民や観光客にわかりやすく系統的な誘導ができるよう、案内標識の改善・新設が求められています。

○公営駐車場等の整備

市民や観光客の利便性向上のため、各地域で公営駐車場や駐輪場の整備・維持管理を図ることが重要です。今後も施設の有効活用や、需要にあわせた機能的な配備により、市民にとって使いやすい駐車場・駐輪場にする必要があります。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
東海北陸自動車道の整備	・東海北陸自動車道の４車線化促進
道路網の整備促進	・国道、主要地方道、一般県道のうち、合併支援道路等の未整備区間の早期改良促進 ・冬期間を含む安全対策施設整備の促進 ・国・県道と連携した市道新設改良による道路整備の推進 ・金沢福光連絡道及び八乙女連絡道の整備構想の具体化 ・橋梁長寿命化修繕計画を基にした橋梁補修の推進 ・市道の適切な維持修繕 ・都市計画街路や幹線道路等の整備による利便性の向上 ・街路樹、防護柵などの交通環境の充実 ・効率的な道路整備の推進
公共交通利用対策の推進	・生活路線バスなど公共交通サービスの維持改善対策 ・利便性を考慮した広域バス、市営バスなどの運行推進 ・利用促進のための広報啓発活動の推進 ・北陸新幹線の開業に向けた公共交通体系の検討
JR城端線活性化の推進	・イベント開催等による利用促進策の検討 ・駅周辺の環境整備による利便性の向上
案内サインの整備	・誘導看板の設置や案内看板の統一化 ・外国人観光客のための外国語案内サインの整備
公営駐車等の整備	・利用者の動向に応じた駐車場、駐輪場の計画的な整備

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
道路を快適に移動していると感じる市民の割合	%	－	47.7（H23）	60.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
公共交通機関を使いやすいと感じる市民の割合	%	－	47.3（H23）	60.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
国道改良率	%	96.2	97.8	99.0	
主要地方道改良率	%	60.6	60.7	62.0	
一般県道改良率	%	86.4	88.6	91.0	
市道新設改良率	%	74.3	75.2	77.0	
都市計画街路改良率	%	54.0	59.7	63.0	

【目標値の設定理由】

【道路を快適に移動していると感じる市民の割合】
平成26年度の南砺スマートIC供用開始に向けて道路改良を計画的に行い、現状より大幅な向上を図ることとして、目標値を60%に設定しました。

【公共交通機関を使いやすいと感じる市民の割合】
公共交通事業者と利用者の協議会を設置して対策を検討するとともに、平成26年度末の北陸新幹線開通により、現状より大幅な向上が図られるものとして、目標値を60%に設定しました。

【国道改良率】 今後も、各関係機関との連携を取りながら、整備促進を強く要請することで、目標値を99%に設定しました。

【主要地道改良率】 今後も、各関係機関との連携を取りながら、整備促進を強く要請することで、目標値を62%に設定しました。

【一般県道改良率】 今後も、各関係機関との連携を取りながら、整備促進を強く要請することで、目標値を91%に設定しました。

【市道改良率】
道路財源の確保に努めるとともに、市民の利便性向上と一体感の醸成に取り組むため、市内を結ぶ幹線道網の整備を促進することにより、目標値を77%に設定しました。

【都市計画街路整備率】
安全で機能的な市街地道路の形成に向け、都市計画街路の整備を促進することにより、目標値を63%に設定しました。

【関連施策】
東海北陸自動車道の整備、道路網の整備促進・・・「工業の振興と企業誘致」（30ページ）に関連施策を掲載。
公共交通利用対策の推進、JR城端線活性化の推進、案内サインの整備・・・「観光の振興」（29ページ）に関連施策を掲載。

[1－2]安全で快適なまちづくり
{1－2－2}消防・防災体制の充実

【施策の目指すべき姿】

災害などから市民の生命・財産を守る体制を充実します。
「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を高め、自主防災活動を通じ、災害に強いまちづくりに向けて活動します。

【現状と課題】

○地震対策・国民保護体制の整備

東日本大震災による地震被害や、原子力発電所の事故を教訓に地域の防災意識が高まっています。よりきめ細かな地震対策、国民保護体制の整備が必要です。

地震に備えた各種警報システム等により迅速な災害情報の伝達を行う仕組みを早期に構築し、「国民保護計画」に基づいた防災意識の正しい普及啓発を図る必要があります。

○消防・救急体制の充実

市域が広く、災害の起こりやすい要因が多いため、市民生活の安全・安心確保に向け、消防・救急装備の充実を図り機動力を高めることで、広い市域をカバーする体制を整備する必要があります。

広域消防との連携を図り、関係機関への要請はもとより、消防車両等の計画的配備、防火水槽・消火栓などの設置、消防団員の確保に努めるなど、地域の状況に応じた整備を図る必要があります。

○防災体制・防災行政無線の整備

地域のコミュニティが有効に機能しており、自主防災組織の組織率も高くなっています。自主防災組織の組織率を更に高め、防災訓練等の訓練回数を増やすことで住民意識の向上を図るとともに、防災無線のデジタル化推進や防災マップ等を活用した迅速で正確な情報伝達体制の整備、関係機関との防災支援協定の締結等、多くの市民が防火・防災の学習・訓練を通じ、「地域防災力」の強化に向けた活動の支援が求められています。

○公共施設の耐震化

東日本大震災や各地の集中豪雨被害など、近年、多くの自然災害が頻発していることから、災害時における要援護者や被災者の収容施設となる公民館や学校、体育館など避難施設（公共施設）及び医療拠点である病院や診療所の耐震化を更に進めていく必要があります。

○防災ダムの整備

近年の異常気象の状況を見ると局地的集中豪雨が多く発生し、浸水被害などの水害や土砂災害により、貴重な生命、財産が失われていることから、国土の保全や洪水調整機能を有する防災ダムの役割が重要となっています。

今後は、現在建設中の利賀ダムをはじめ、防災ダムの必要性と周辺環境整備を関係機関に強く働きかけていく必要があります。

【用語解説】

※国民保護
武力攻撃、テロ、原発(核)等から国民の生命・身体及び財産を保護すること。
※国民保護体制
国民保護計画で定める地域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な組織を整備すること。
参照「国民保護法」平成16年9月施行。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
地震対策・国民保護体制の整備	・地震に対応した緊急連絡体制(警報システム)の整備 ・国民保護実施体制の整備 ・防災意識の普及啓発
消防・救急体制の充実	・消防署所の再編による効率化・消防団員の確保 ・消防設備(消防水利等)の充実、計画的な更新
防災体制・防災行政無線の整備・充実	・地域防災計画の定期的見直し ・総合防災訓練の実施 ・防災拠点施設等の整備・防災支援協定の締結 ・防災行政無線の維持管理とデジタル化
自主防災組織への支援	・自主防災組織活動強化への支援(訓練補助等) ・自主防災用資機材の整備促進
火災予防の推進	・防火クラブなどへの活動支援 ・防火意識の啓発
公共施設の耐震化	・耐震診断に基づいた公共施設耐震化の推進
防災ダム関連施設の整備	・ダム周辺環境整備と維持管理体制の強化 ・利賀ダムの建設

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
災害に対する備えをしている世帯の割合	%	－	28.7（H23）	65.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
消防ポンプ車台数（消防団装備のもの）	台	29	33	37	
消火栓設置箇所数	箇所	1,811	1,958	1,983	
防火水槽（耐震性）設置箇所数	箇所	469	485	499	
自主防災組織率	%	63.0	95.4	100	
自主防災組織が実施した訓練回数	回	－	35	45	H17は調査未実施
防災計画で避難できる機能の整った施設割合	%	－	62	67	H17は調査未実施

【目標値の設定理由】

【災害に対する備えをしている世帯の割合】
防災意識の高揚・啓発、自主防災組織に対する支援等を行い、目標値を65%に設定しました。
【消防ポンプ車台数】
消防団全37分団に各1台の消防ポンプ車を配備するため37台を目標値としました。
【消火栓設置箇所数、防火水槽(耐震性)設置個所数】
市街地の防災力アップにあわせ、地域防災力の強化を進める上において現行の配置計画、消防署所再編を勘案し目標値を「消火栓設置箇所数」は1,983箇所、「防火水槽(耐震性)設置個所数」は、499箇所としました。
【自主防災組織率】
東日本大震災を教訓として各地域において防災意識が高まり、自主防災会等の組織化の機運が醸成されており、更なる普及活動・支援を行うことにより100%を目標値として設定しました。
【自主防災組織が実施した訓練回数】
自主防災組織活動の強化に対する支援や、自主防災用資機材の整備促進を図り、目標値を45回に設定しました。
【防災計画で避難できる機能の整った施設の割合】
将来の「公共施設の再編の方向性」とあわせ避難所として施設の増加は見込めないが、防災上の耐震化を進めることにより67%を目標値として設定しました

【関連施策】
防災ダム関連施設の整備・・・「自然環境の保全と活用」(1ページ)に関連施策を掲載。

[1－2]安全で快適なまちづくり
{1－2－3]交通安全・防犯対策の推進

【施策の目指すべき姿】

警察や関係団体と連携して、交通事故や犯罪等から市民を守り、安全・安心なまちづくりを進めます。

【現状と課題】

○交通安全対策

本市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、内訳を見ますと、高齢者の割合が半数近くを占めています。

今後とも、地域の交通安全活動に対する支援、高齢者や子どもを中心とした交通安全教室などを通じ、交通安全意識を啓発する必要があります。また、子どもたち等を交通事故から守るための通学路を中心とした歩道など、交通安全施設の整備が求められています。

○防犯対策

本市の犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、家や車、自転車などに鍵を掛けず、盗難被害に遭うケースが多く見受けられます。

今後とも、地域の自主防犯活動に対する支援、犯罪の発生状況の迅速な情報提供など、市民の防犯意識向上のための対策が求められています。

○消費生活の安全・安心

消費生活の変化等を反映して、偽装表示や欠陥商品、悪質商法などの消費者トラブルが多様化、複雑化しています。

本市においてもトラブルに関する相談件数が年々増加しており、特に、高齢者がその半数近くを占めています。

今後とも、相談窓口の充実や消費生活安心情報の提供、クーリング・オフ制度の普及啓発など、消費生活の安全・安心が求められています。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
交通安全の啓発	・高齢者の運転免許自主返納支援 ・交通安全大会及び交通安全教室の開催 ・交通安全活動及び団体への支援
交通安全施設の充実	・歩道の整備や交通安全施設などの整備促進
防犯対策の推進	・防犯意識の啓発 ・迅速な犯罪情報の提供 ・防犯活動及び団体への支援
消費生活の安全・安心の確保	・消費生活意識の啓発 ・消費生活相談体制の充実 ・消費生活情報の提供

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
歩道整備延長	km	72.5	145.3	150.0	
交通安全活動等に参加した市民の割合	%	－	35.4（H23）	40.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
防犯対策を心がけている市民の割合	%	－	67.9（H23）	70.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
クーリング・オフの制度を知っている市民の割合	%	－	75.6（H23）	80.0	市民意識調査のため、H17は数値なし

【目標値の設定理由】

【歩道整備延長】
今後も子供達の通学路や交通量が増加し安全に歩けない道路を中心に、歩道整備を進め目標値を150kmに設定しました。

【交通安全活動等に参加した市民の割合】
今後、幅広い世代を対象にした交通安全教室を開催することで、目標値を40%に設定しました。

【防犯対策を心がけている市民の割合】
今後、市民が犯罪情報を入手し易い環境を整備することで、目標値を70%に設定しました。

【クーリング・オフの制度を知っている市民の割合】
今後も消費契約上のポイントを紹介するなど市民による賢い消費生活を促進することで、目標値を80%に設定しました。

【用語解説】

※クーリング・オフ制度
訪問販売などの特定の契約において、消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無理由・無条件で契約を解除できる制度

[1－2]安全で快適なまちづくり
{1－2－4}克雪・親雪・利雪の推進

【施策の目指すべき姿】

市民と行政との協働により、地域の特性に応じた克雪・親雪・利雪活動を行い、雪に強いまちづくりを進めます。

【現状と課題】

○消融雪・防雪施設の整備

本市は、県内でも有数な豪雪地帯であり、平時から消融流雪施設の充実や維持管理、有利な水源確保に努めることが重要です。
今後も、機械除雪が困難な箇所への計画的な消融流雪施設の新設や更新と防雪施設の整備について、引き続き進める必要があります。

○除雪計画

市内一円の道路や歩道の除雪については、除雪計画に基づき、円滑な除雪作業を行って道路交通網の確保に努めていますが、近年、除雪オペレーターの高齢化や人材不足が課題となっています。また、道路改良事業の完了により、除雪延長の増加も予想され、今以上に効率的な除雪体制を確保することが必要です。
今後は、除雪機械の老朽化や修繕費の増加に加え、業者が保有する除雪機械の減少も予想されることから、より効率的な除雪機械の配置と官・民協働による除排雪活動を進め、除雪体制の強化を図ることが求められています。

○地域ぐるみ除排雪

地域の特性に応じた除排雪や流水制限の確立を図ることや、一人暮らしや高齢者世帯の屋根雪処理の他除排雪活動の支援など、安心して暮らせる生活環境を支えるため、地域ぐるみで行う除排雪を強化する必要があります。
今後も地域ぐるみ除排雪などの組織体制を確立し、地域が主体となった雪に強いまちづくりが求められています。

○親雪・利雪

冬季も各地域でイベントや交流事業を積極的に開催し、雪を地域活性化事業に利用することが重要です。
今後も、雪を水資源や観光資源として捉えた多彩な活動の展開と、新たな雪の利活用が求められています。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
消融雪施設の整備	・水利状況や地域の実情に応じた消融流雪施設の整備
除雪機械の整備・更新	・除雪機械の計画的な整備、更新
克雪対策の推進	・有利な水源確保の調査研究 ・防雪施設の計画的な整備
除雪計画の策定	・円滑で効率的な除雪計画の策定 ・効率的な除雪体制の強化
地域ぐるみ除排雪の推進	・地域ぐるみ除排雪活動への支援 ・市民協働による除雪の推進
親雪・利雪活動の推進	・雪の多様な利活用推進 ・地域に応じた親雪事業の開催

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
冬期に安心して暮らすことができると感じる市民の割合	%	－	54.3（H23）	60.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
雪を活用したイベントに参加した市民の割合	%	－	18.1（H23）	30.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
消流雪施設の延長	km	110.2	125.5	133.0	
除雪機械の総台数	台	104	111	123	
地域ぐるみ除排雪機械総台数	台	136	182	210	

【目標値の設定理由】

【冬期に安心して暮らすことができると感じる市民の割合】
当市は今後ますます高齢化社会が進み自力による除排雪活動が困難な状況となります。今後、除雪機械、消雪施設整備の強化と地域ぐるみ除排雪活動組織の確立体制を進めることで、目標値を60%に設定しました。
【雪を活用したイベントに参加した市民の割合】
雪利用を積極的進め、地域の特性に応じたイベントや交流事業の展開や親雪・利雪の広報活動を進め 目標値を30%に設定しました。
【消流雪施設の延長】
財源が厳しい中、機械除雪と消流雪施設との整備方針の比較検討を進め、水源が確保されれば消流雪延長の増加に努めて、目標値を133kmに設定しました。
【除雪機械の総台数】
財源の厳しい中で道路改良や高齢化社会が進む中、道路除雪延長の増加が見込まれることから、除雪機械の強化することで、目標値を123台に設定しました。
【地域ぐるみ除排雪機械総台数】
市民と協働での地域ぐるみ除排雪活動を推進するため、小型除雪機械の購入助成を拡大し、目標値を210台に設定しました。

[1－2]安全で快適なまちづくり
{1－2－5}良質な住宅・宅地の供給

【施策の目指すべき姿】

良質な住宅や宅地を安定的に取得したり、利用できるなど、快適な住環境をつくります。

【現状と課題】

○住環境の整備

安全で快適な住環境を創出するため、木造住宅の耐震改修支援事業や克雪住宅普及事業、優良住宅団地開発支援や宅地の分譲、バリアフリー住宅の普及や住まいの情報提供を行っています。

今後は、木造住宅の耐震診断による改修の周知・促進と、空家や高齢者世帯の実態把握及び対策の検討が求められています。

○公営住宅などの整備・改築・管理

公営住宅381戸や特定公共賃貸住宅99戸、賃貸住宅31戸等を供給し、居住の安定を図るとともに、既存住宅の修繕や住宅マスタープランによる住宅の建替えと新規供給を行っています。

今後は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、エレベーター設置等のバリアフリー化や外壁補修等による居住水準の向上と、適切な維持管理による既存の公営住宅などの有効活用が求められています。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
住環境の整備	・優良な住宅団地の造成支援 ・移住希望者などへの住宅情報の提供 ・住宅相談所の開設・充実 ・木造住宅の耐震改修支援や克雪住宅普及事業などの実施
公営住宅などの整備・改築・管理	・住宅マスタープランによる公営住宅等の整備 ・公営住宅等長寿命化計画による公営住宅や特定公共賃貸住宅の改修

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
現在の住宅が住みやすいと感じる市民の割合	%	－	71.8（H23）	75.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
木造住宅の耐震改修支援住宅数	件	0	6	18	

【目標値の設定理由】

【現在の住宅が住みやすいと感じる市民の割合】

住まいの老朽化を理由に住みにくいと感じている方が多いので、微減することが見込まれますが、耐震化を理由に挙げている方も多いので、木造住宅の耐震改修支援やその他の住宅施策を実施することで、目標値を75%に設定しました。

【木造住宅の耐震改修支援住宅数】

制度制定後の支援件数の平均は1件／年で少ないですが、改修支援制度の周知を図ることで目標値を18件に設定しました。

【用語解説】

※特定公共賃貸住宅
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、地方公共団体が国の補助を受けて建設する中堅所得者層を対象とした住宅。

※住宅マスタープラン
住みよい「住まい」まちをつくっていくために、将来の目標や取り組みの基本的方針、推進していく具体的な施策などを定めた計画。

※公営住宅等長寿命化計画
敷地条件，住戸や住棟の整備状況，建設からの経過年数や経年劣化状況等に応じて修繕，改善，建設などの公営住宅等の活用手法を定め，長期的な維持管理を実現するとともに，予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定めることにより，コストの削減を目指す計画。

【関連施策】
住環境の整備・・・「定住化の推進」（32ページ）に関連施策を掲載。
木造住宅の耐震改修支援や克雪住宅普及事業の実施・・・「森林・林業の振興」（27ページ）に関連施策を掲載。

[1－2]安全で快適なまちづくり
{1－2－6}良好な都市景観の形成

【施策の目指すべき姿】

緑豊かでうるおいある公園や緑地が身近にあるなど、快適な都市景観をつくります。

【現状と課題】

○都市景観の整備

市街地では、景観に配慮した美しいまちなみの形成や、景観づくり住民協定の締結などによる個性豊かな都市景観づくりが進められています。今後は、景観づくり住民協定の支援の周知・継続と、まちなみの空家対策や景観条例の制定について、調査・検討が求められています。

○公園緑地の整備・充実

利用目的や地域の特性に応じた個性豊かな公園の整備に努めています。今後は、利用者の多様なニーズへの対応を心がけ、豊かな自然環境と調和した公園緑地の整備・充実と、公園施設の定期的な点検や老朽化した遊具の更新などの適正な維持管理が求められています。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
都市景観の整備	・景観づくり住民協定の締結促進 ・景観づくりの意識高揚のためのPRと景観条例の調査・検討
公園緑地の整備・充実	・市民の参画による公園緑地のリニューアル ・地域の特徴的な景観や自然環境と調和した緑の保全や創出 ・遊具などの安全点検や更新による快適な公園緑地の整備

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
快適な都市景観の中で生活していると感じる市民の割合	%	－	71.7（H23）	75.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
まちなみが美しく保たれていると感じる市民の割合	%	－	61.5（H23）	65.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
景観づくり住民協定数	件	2	2	6	

【目標値の設定理由】

【快適な都市景観の中で生活していると感じる市民の割合】
現在の公園、緑地の適正な維持管理を行い、目標値を75%に設定しました。
【まちなみが美しく保たれていると感じる市民の割合】
積極的にまちなみ形成に取り組んでいる地域もありますが、空き家等の増加によりまちなみの悪化が予想される地域もあります。そのため、現状値の横ばいが予測されますが、住民協定支援制度の普及を図ることで、目標値を65%に設定しました。
【景観づくり住民協定数】
平成23年度から新たに導入した市単独の補助事業のにより支援をすることで、目標値を6件に設定しました。

【用語解説】

※景観づくり住民協定
地域の優れた景観を保全及び創造する目的で締結する住民協定。
※景観条例
美しいまちなみ・良好な都市景観を形成し保全するため、地方自治体が制定する条例。

[1－2]安全で快適なまちづくり
{1－2－7}上下水道の整備

【施策の目指すべき姿】

安全な水を安定的に供給するため、水道等の整備・更新を進めます。
快適で衛生的な暮らしの実現や市街地における浸水被害の不安解消を図るため、下水道の整備・更新を進めます。
適正な使用料水準を維持するため、一層の収益確保と経費節減を進め、経営の健全化に努めます。

【現状と課題】

○水道・簡易水道施設

安全な水を安定供給する水道・簡易水道は、市民生活を支える重要なライフラインであり、本市ではほぼ全域に普及しています。
今後も未普及地区の解消に努めるとともに、老朽化した管路や配水池等を計画的に更新・改修し、併せて耐震化を進める必要があります。
さらに、塩素に耐性のある病原性微生物に対応した高度浄水供給エリアの拡大も求められています。

○下水道施設

下水道は、公共水域の水質保全という環境面で重要な役割を担うライフラインであり、本市の汚水処理普及率はほぼ100%となっています。
汚水処理については、今後も未普及地区の解消に努めるとともに、老朽化した管路や処理施設等を計画的に更新・改修し、併せて耐震化も進める必要があります。
また、各地でゲリラ豪雨が多発していることから、雨水排水施設が不十分な市街地においては整備を急ぐ必要があります。

○上下水道事業の経営

水道事業、下水道事業とも使用料収入を主な収益とする企業会計で運営していますが、今後は人口の減少等に伴い収益の減少が懸念されています。
こうした状況下にあっても、経営の安定を図り適正な使用料水準を維持していくには、水道の漏水・下水道の不明水を減らして有収率を上げることや下水道の接続率を向上させるなどして、収益を確保する必要があります。
また、施設更新事業量の平準化や事務委託の拡大などで経費を節減することも求められています。

【用語解説】

※水道と簡易水道
計画給水人口5,001人以上が水道事業。101～5,000人が簡易水道事業で、主に五箇山地区にある。
※高度浄水
塩素滅菌でも死滅しない微生物に対応、または混入の心配がない安全性の高い水道水。
※下水道
この計画書では、公共下水道のほか集落排水等も含める。
※不明水
下水道に入り込む雨水や地下水などの生活排水以外の水。多くなれば処理経費もかさむ。
※有収率
全水量のうち使用料の対象となる水量の割合で、収益に大きく影響する経営上の重要な指標。悪化する要因は、水道では漏水、下水道では不明水が主なもの。
※下水道による都市浸水対策達成率
市街地における雨水排水を計画している面積に対して雨水管渠などの施設を整備した面積の割合。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
水道・簡易水道施設の整備・更新	・高度浄水施設整備事業の推進 ・簡易水道水源統合事業の推進 ・老朽管、石綿管、鉛給水管の更新・取替え ・管路、配水池等の耐震化の推進
下水道施設の整備・更新	・未普及解消公共下水道事業の実施 ・公共下水道施設の長寿命化計画の策定と実施 ・農業集落排水事業（機能強化）の実施
雨水排水対策の推進	・浸水対策下水道事業の実施
上下水道事業の経営の健全化	・水道・簡易水道の漏水対策の継続的実施 ・下水道の不明水対策の継続的実施 ・下水道への接続啓発活動の実施

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
高度浄水普及率	%	76.0	79.9	98.0	
水道事業有収率	%	76.8	74.9	85.0	
下水道接続率	%	80.6	88.3	91.3	
下水道有収率	%	79.1	77.8	85.0	
下水道による都市浸水対策達成率	%	52.3	62.3	66.0	

【目標値の設定理由】

【高度浄水普及率】
より安全な水が求められていることによります。平成23年度実施計画で計画をしている施設整備予定に基づいて、目標値を98%に設定しました。
【水道事業有収率】
水道管の老朽化等によって数値が悪化しており、平成23年度目標値の達成には至りませんでした。そのため目標値を見直し、県内の多くの団体が80%台であることから、目標値を85%に設定しました。
【下水道接続率】
90%を超えると他自治体でも伸び率が鈍化すること、また、人口減少が見込まれることから、目標値を平成23年度実施計画の経営試算で設定している91.3%に設定しました。
【下水道有収率】
小矢部川流域下水道の流量計交換前の数値ですが、過去最高水準であった平成21年度水準（84.9%）を目標値に設定しました。 なお、平成21年度の流量計交換により、平成22年度は数値が低下しました。
【下水道による都市浸水対策達成率】
「雨水排除計画」で計画をしている施設整備予定（城端地域の整備が平成26年度終了予定）に基づいて、目標値を66%に設定しました。なお、城端地域が追加されたため全体面積が増え、当初計画より達成率が下がります。

[1－2]安全で快適なまちづくり
{1－2－8]環境衛生対策の充実

【施策の目指すべき姿】

市民が快適に安心して暮らせる生活環境を目指します。

【現状と課題】

○公害防止対策

本市においては、これまで大規模な被害を及ぼす公害は発生していませんが、河川の水質汚濁や悪臭等の苦情件数が増加しています。
今後とも市民が快適で安心して生活できるよう、関係機関と連携して、水質調査など環境調査の定期的な実施と、公害を未然に防止するための指導監視を強化していく必要があります。

○生活環境衛生対策

市内には、4か所の斎場及び3か所の市営墓地があり、適正に整備管理がなされていますが、墓地については需要が多く、計画的な整備が求められています。
また、ペットに関して、飼い主マナー向上のための指導のほか、登録等の届け出や狂犬病予防注射の徹底など、安心して生活できる環境対策が求められています。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
公害防止対策の推進	・公害防止に対する意識の啓発 ・水質、騒音、悪臭などの環境調査の実施と公開 ・水質汚濁防止法などの各種法律に基づく指導の強化
生活環境衛生対策の充実	・斎場、墓地の適正な管理及び計画的な整備 ・動物等の飼い主マナー向上に対する意識の啓発 ・犬の登録等の届け出や狂犬病予防注射の徹底

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
身近な河川がきれいだと感じている市民の割合	%	－	48.9（H23）	55.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
狂犬病予防注射接種率	%	84.3	83.7	100	

【目標値の設定理由】

【身近な河川がきれいだと感じている市民の割合】
今後も市民と連携し、さらなる美化推進を図ることで、目標値を55%に設定しました。
【狂犬病予防注射接種率】
適正な届出等のさらなる周知啓発を図ることで、目標値を100%に設定しました。

【関連施策】
公害防止対策の推進、河川の水質汚濁などの公害防止対策・・・「自然環境の保全と活用」（1ページ）に関連施策を掲載。

[1－3]健やかなやすらぎのまちづくり
{1－3－1}地域福祉の推進

【施策の目指すべき姿】

共に支えあいながら、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らせる地域社会を実現します。

【現状と課題】

○地域福祉活動

市民一人ひとりが、住み慣れた場所で、安心して快適な生活を送るためには、お互いを支えあっていくことが重要です。近年は、少子高齢化や核家族化が進み、家庭や地域の福祉に対する支援機能が低下していることから、今後は、ノーマライゼーション理念の普及促進に努め、地域の福祉活動組織の活動支援やボランティアの育成と活動拠点の整備、地域福祉計画に基づく効果的な施策の展開による、市民と行政の協働による地域福祉づくりが求められています。

○公共施設等のユニバーサルデザイン化

誰もが、自分らしく安心して暮らせる社会の実現が求められており、公共施設の新築・改築時には、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備が求められています。また、多数の市民が訪れる民間の施設においても、高齢者や障がい者に優しい施設づくりに配慮するよう啓発活動を行う必要があります。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
地域福祉活動拠点の確保	・地域福祉の活動の拠点となる施設の整備 ・既存施設の有効活用
地域福祉計画の着実な浸透	・福祉サービスの適切な利用促進や社会福祉関連事業の推進 ・地域福祉活動への住民参加の促進
社会福祉活動団体などへの支援	・社会福祉協議会への支援 ・地域福祉活動組織への支援 ・人材の発掘・育成や地域福祉活動への参加促進支援 ・福祉関係団体との連携強化 ・福祉情報の提供と相談窓口の充実
公共施設等のユニバーサルデザイン化	・人にやさしい公共施設の整備・改修 ・高齢者や障がい者に優しい民間施設づくりの啓発

【主な指標】

指標	単位	H 17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
地域での福祉分野のボランティア活動に参加した市民の割合	%	－	9.5（H23）	10.3	市民意識調査のため、H17は数値なし
市民支援者数	人	3,424	5,040	6,630	
要援護者1人に対する市民支援者数	人	－	0.69	0.87	H17は調査未実施

【目標値の設定理由】

【地域での福祉分野のボランティア活動に参加した市民の割合】
社会福祉団体への活動支援や市民にボランティア情報を提供することで、市民の活動の増加が期待できることから、目標値を10.3%に設置しました。
【市民支援者数・要援護者1人に対する市民支援者の割合】
今後、要援護者1人に対し市民支援者1人を確保することを10年間の計画目標としており、目標値について「市民支援者数」を6,630人、「要援護者１人に対する市民支援者数」を0.87人に設定しました。

【用語解説】

※ノーマライゼーション
高齢者・児童・障がい者などのすべての人々がともに生き抜く社会こそ正常（ノーマル）であるという考え方。
※市民支援者
ボランティアセンター登録者、ケアネット協力員及び生活支援員。
※要援護者
災害発生時に一人で避難することが難しい人、避難生活などが 困難な人。

【関連施策】
福祉ボランティア活動・・・「ボランティア活動の推進」（36ページ）に関連施策を掲載。

[1－3]健やかなやすらぎのまちづくり
{1－3－2}子育て環境の充実

【施策の目指すべき姿】

保護者等が、就労しながら無理なく子育てに携わることができるよう支援体制の充実に取り組みます。
子どもが、心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

【現状と課題】

○保育園の整備

南砺市立保育園審議会の答申を基に、保育園の統合再編や地域子育て支援センターの増設並びに適正配置が進んでいます。一方で、廃止保育園の有効活用を検討していく必要があります。
また、小規模保育園の運営について協議する必要があります。

○児童の居場所づくりの推進

平野部では、小学校区毎に学童保育の場は確保されていますが、地域主体の放課後児童クラブへは継続にむけて財政支援をしていく必要があります。
児童館については未設置地域の解消、老朽施設の改修等に取り組むとともに、休館施設の有効活用や児童館と放課後児童クラブの分離について地域との協議を進めていく必要があります。

○保育サービスの充実及び幼児教育への支援

少子化、女性の社会進出、核家族化等の子育て環境の変化に伴い、ますます多様化する保育ニーズに対応するサービスの充実が求められています。また、保育園の統合再編時には保育サービスの統一と充実を目指して取り組んでいます。他方、保育士や看護師の人材確保が肝要であり、一方では、保育の質のレベルアップや園児、保護者への支援技術の向上を目指して研修機会を拡充するなど、職員の意識啓発を図っていくことが求められています。

【用語解説】

※地域子育て支援センター
家庭で保育しておられる保護者等の交流、情報交換の場。
※病後児保育
保護者等が仕事の都合等で病気回復期の未就学児（満1歳以上）を家庭で保育できない場合に通常の集団保育とは別に保育園で保育するサービス。
※放課後児童クラブ
保護者等が留守で放課後を自宅で過ごせない小学校低学年の児童を預かるサービス。
※放課後子ども教室
放課後や週末等に公民館等を児童の安心安全な居場所として提供するとともに地域の協力を得て学習活動等を実施する活動。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
保育園の整備	・保育園の統合再編の推進 ・廃止保育園の有効活用 ・小規模保育園のあり方の検討
児童の居場所づくりの推進	・地域主体の放課後児童クラブへの財政支援 ・放課後子ども教室の充実 ・児童館の整備及び改修 ・児童館休館施設の有効活用 ・児童館と学童保育の分離
保育サービスの充実及び幼児教育への支援	・統合保育園での保育サービスの統一 ・親子支援のための技術研修の促進 ・保育士・看護師の人材確保 ・私立幼稚園への支援

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
延長保育実施施設数	箇所	6	8	8	
病後児保育施設整備数	箇所	1	1	4	
休日保育実施施設数	箇所	1	1	8	
地域主体の学童保育実施数（さんさん広場）	箇所	0	4	6	
就労しながら無理なく子育てができると感じる保護者の割合	%	－	52.0（H23）	55.0	市民意識調査のため、H17は数値なし

【指標（目標値）の設定理由】

【延長保育実施施設数】
平成25年度に福光南部統合園での実施を目指し、また今後の統合園の整備において既存の数を確保することとし、目標値を8箇所に設定しました。
【病後児保育施設整備数】
平成25年度「井波統合園」、平成26年度「福光中部統合園」での整備を目指し、目標値を4箇所に設定しました。
【休日保育実施施設数】
平成24年度は「福野おひさま」、平成25年度は「井波統合園」「山野」「福光南部統合園」、平成26年度は「福光中部統合園」、平成28年度は「福光東部統合園」での実施を目指し、目標値を8箇所に設定しました。
【地域主体の学童保育実施数（さんさん広場）】
今後、不足すると考えられる2箇所について、開設に向けて地域協議を進め、運営費を支援することとし、目標値を6箇所に設定しました。
【就労しながら無理なく子育てができると感じる保護者の割合】
平成26年度には、保育園の統合が8割程度終了する見込みであり、平成27年度以降、保護者の満足度の上昇が期待できることから、目標値を平成23年度比3%増の55%に設定しました。

【関連施策】
子育て環境の充実・・・「定住化の推進」（32ページ）に関連施策を掲載。

[1－3]健やかなやすらぎのまちづくり
{1－3－3}子育て家庭への支援

【施策の目指すべき姿】

保護者等が、喜びや生きがいを持って子育てができる環境づくりを進めます。

【現状と課題】

○子育て支援サービスの充実

地域子育て支援センターやファミリーサポートセンターの機能の充実など、地域全体で子育てを支援していくことが求められています。第三子以降の保育料無料化やこども医療費助成制度の年齢拡大の検討を進めるとともに、子育て応援券の利用対象サービスの拡充を継続して要望していく必要があります。

○次代の親の育成

核家族化や少子化が進行する中で、家庭や地域での教育が重要となっています。中学生や高校生の時から乳幼児とふれ合う機会を設けたり、子育て講座を開催するなど、次代の親づくりが求められています。

○児童・子育て家庭相談の充実

子育ての悩みや相談に親身に応じてもらえる場や相談体制を求める声が多いことから、関連部署が連携することで体制の充実を図ってきました。一方で、発達障害児や「特別な支援が必要な子」への専門的支援機関が近くに無く、施設の設置が求められています。

○ひとり親家庭の自立支援

母子・父子家庭が増えており、経済的援助や相談体制をより一層充実していくことが求められています。子どもの修学資金や生活資金の貸付制度の周知徹底を図るとともに、より細かな相談の場を提供していく必要があります。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
子育て支援サービスの充実	・子育て支援センターやファミリーサポートセンターの機能充実 ・第三子以降の保育料無料化の検討 ・こども医療費助成制度の年齢拡大の検討
次代の親の育成	・保育園・児童館等での「14才の挑戦」事業やボランテイア活動の受入促進 ・子育て講座の開催
児童・子育て家庭相談の充実	・発達障害児や「特別な支援が必要な子」の専門的支援機関の誘致
ひとり親家庭の自立支援	・修学資金・福祉資金等の貸付制度の周知徹底 ・出前相談の実施

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
地域子育て支援センター（公立・私立）箇所数	箇所	4	4	10	
乳幼児と中高生のふれあいの場や子育て講座の回数	回/年	3	14	16	
子育てに喜びや生きがいを感じている保護者の割合	%	－	88.5（H23）	95.0	市民意識調査のため、H17は数値なし

【目標値の設定理由】

【地域子育て支援センター（公立・私立）箇所数】
平成24年度は「福野おひさま」、平成25年度は「井波統合園」、「福光南部統合園」、平成26年度は「福光中部統合園」、平成28年度は「福光東部統合園」での開設を目指し、目標値を10箇所に設定しました。

【乳幼児と中高生のふれあいの場や子育て講座の開催回数】
今後、隔年に1回ずつ開催数を増やしていくことを目指し、目標値を年16回に設定しました。

【子育てに喜びや生きがいを感じている保護者の割合】
子育て支援サービスや子育て家庭の相談内容を充実することにより、より多くの保護者に子育てに喜びを感じてもらえることが期待できることから、目標値を95%に設定しました。

【用語解説】

※ファミリーサポート
登録された民間の保育サポーターによる子どもの一時預かり制度。

【関連施策】
次代の親の育成・・・「生涯学習の推進」（21ページ）に関連施策を掲載。
子育て支援サービスの充実・・・「定住化の推進」（32ページ）に関連施策を掲載。

[1－3]健やかなやすらぎのまちづくり
{1－3－4]高齢者福祉の充実

【施策の目指すべき姿】

高齢者が、住み慣れた地域や住まいで暮らせるよう、様々なサービスの充実に取り組みます。
高齢者が、生きがいを持って、自立した生活を送ることができる支援体制の充実に取り組みます

【現状と課題】

○介護・高齢者福祉施設

高齢化や核家族化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えていることから、家族介護力の低下が著しく、在宅支援サービス等の必要度が高くなっています。また、市内の介護保険3施設（特養、老健、療養病床等）では国の基準により今後の増床等の施設整備は困難となっており、これからは介護施設、高齢者福祉施設の有効利用や地域密着型サービスの提供が求められています。

○在宅介護・福祉サービス

介護を要する高齢者が増加しており、家族による介護だけでは対応できない状況であるため、介護家族を含めて在宅介護を支えるための福祉サービスの充実が求められています。また、認知症・虚弱高齢者の急増が予測されていることから、要介護状態にならないよう、あるいは、悪化しないようにする「介護予防」の取り組みをさらに強化する必要があります。

認知症高齢者の増加等に伴い、高齢者虐待や生活困難者が増加していることから、高齢者に身近な相談窓口を整備するとともに、地域住民や保健・医療・福祉関係者が連携し、支え合いや絆を生かした住民主体のネットワークづくりを進めることで、地域包括医療ケア体制を高めてく必要があります。

○高齢者の生きがい・健康づくり

高齢者が豊富な知識や経験、技術を活かし、地域社会で積極的な役割を果たすことが期待されています。老人クラブへの活動支援やシルバー人材センターへの支援など、高齢者が生きがいを持って生活できる環境づくりを進める必要があります。

【用語解説】

※地域密着型サービス
認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年度から創設されたサービスで、「小規模多機能型居宅介護」や「グループホーム」など施設規模が小さいため、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。

※地域包括医療ケア体制
生活上の安全・安心や健康を確保するため、医療・介護・福祉サービスを含めた生活支援サービスが日常生活圏域（中学校区が基本）で適切に提供できる体制をいいます。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
介護施設の整備・充実	・地域密着型サービスの整備促進
高齢者福祉施設の整備・充実	・老人福祉センターや老人福祉施設、高齢者生活福祉センターの効率的な管理運営と有効活用
通所系介護サービスの充実	・デイサービス、ショートステイ、デイケアの充実
在宅介護・福祉サービスの充実	・在宅生活支援サービスや家族介護支援サービスの充実 ・訪問看護・リハビリ、訪問介護などの在宅サービスの充実
介護予防の推進	・介護予防事業の取り組みの強化
高齢者の相談・支援体制の充実	・高齢者の相談窓口の拡大、充実 ・認知症高齢者見守り体制の強化推進 ・地域包括医療ケア体制の推進
高齢者生きがい、健康づくりの推進	・老人ｸﾗﾌﾞ活動支援や高齢者いきがいと健康づくりの支援推進 ・シルバー人材センターへの支援

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
要支援・要介護認定率	%	15.0	16.9	18.5	
要支援・要介護認定者数	人	2,530	2,868	3,410	
訪問看護、訪問リハビリ利用者数	人／月	272	390	460	
高齢者サロン参加者数	人	37,704	44,772	50,500	

【目標値の設定理由】

【要支援・要介護認定率・要支援・要介護認定者数】
高齢化により要支援・要介護認定者は増加の傾向となり、平成28年度には「要支援・要介護認定率」は約19%になると推計される。そこで、介護予防事業の実施により認定者の増を抑制することで、目標値について「要支援・要介護認定率」を18.5%に、「要支援・要介護認定者数」を3,410人に設定しました。

【訪問看護、訪問リハビリ利用者数】
訪問看護・リハビリや各種の要介護者の在宅介護を推進する在宅サービスを行いながら、利用者数の伸びを年3%として、目標値を月460人に設定しました。

【高齢者サロン参加者数】
高齢者の介護予防、閉じこもり防止、生きがいづくりのための高齢者サロンの開催を進めることで、参加者数が毎年2%伸びるものとして、目標値を50,500人に設定しました。

【関連施策】
地域包括医療ケア体制の推進・・・「医療体制の充実」（18ページ）に関連施策を掲載。
高齢者生きがい、健康づくりの推進・・・「雇用の確保と創出」（31ページ）に関連施策を掲載。

[1－3]健やかなやすらぎのまちづくり
{1－3－5]障がい者福祉の充実

【施策の目指すべき姿】

すべての人が、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会づくりを進めます。
障がいを持つ方が、自立した生活を送ることができる支援体制の充実に取り組みます。

【現状と課題】

○障がい者の福祉施設

介助者の高齢化などが進行する中で、障がいを持つ人が、社会活動に参加することで、責任や喜びを分かち合える社会の実現が求められており、自立支援を基本としたグループホーム・ケアホーム等福祉施設の整備充実や運営支援を図る必要があります。

○障がい者の自立支援

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住みよい社会を目指し、障がいを持つ人やその家族の精神的、経済的負担を軽減するため、施設及び訪問、日中活動系サービスや地域生活支援体制の強化のほか、地域参加をサポートするボランティアの充実や就労の場の確保など、自立に向けた支援策の拡充が求められています。

○障がい者の相談支援

障がいを持つ人が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、地域住民が障がいを持つ人を理解し、見守り助け合い、また日々の暮らしの中で抱える悩みや相談に対応するなど、必要に応じたサービスが提供できるよう相談支援体制の強化が求められています。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
障がい者福祉施設の整備・充実	・障がいをもつ人の生活や就労支援の拠点となる施設の整備や運営支援
障がい者福祉施設の運営への支援	・障がい者福祉施設や地域活動支援センターの運営支援
障がい者生活福祉の充実	・福祉手当の支給、就労支援、医療費支援等の実施
障がい者自立への支援	・自立支援を基本とした適正サービス、地域生活・相談支援体制の充実

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
障害者支援サポーター数	人	94	206	256	
グループホーム・ケアホーム利用者数	人	15	42	70	

【目標値の設定理由】

【障害者支援サポーター数】
これまでは地域拠点の拡大によって年間20人程度の増加であったが、拠点整備の完了により今後の伸びは鈍化すると見込んでいます。年間で、手話講座受講者、ケアネット事業の協力員、日常生活支援員から毎年10人の参加を見込むことにより、目標値を256人に設定しました。
【グループホーム・ケアホーム利用者数】
障害者自立支援法の規定の影響により、平成22年度、平成23年度は利用者の伸びが大きくなった。今後も同水準での増加が見込めることから、目標値を70人に設定しました。

【用語解説】

※障がい者
一般的に「障がい者」の"害"の字は「悪くすること」「わざわい」などの否定的な意味があり、その人を表すときに"害"を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないものと考え、本計画においては{障がい者」と表記します。
ただし、国の法律や県・市の条例などに基づく、制度や施設名、あるいは法人、団体などの固有名詞（身体障害者療護施設・障害者福祉手当など）についてはそのままの表記とします。
※グループホーム
地域で共同生活を行うのに支障のない障がい者の方を対象に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
※ケアホーム
介護が必要な障がい者の方を対象に夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【関連施策】
障がい者生活福祉充実（就労支援）・・・「雇用の確保と創出」（31ページ）に関連施策を掲載。

[1－3]健やかなやすらぎのまちづくり
{1－3－6}健康づくりの推進

【施策の目指すべき姿】

市民の健康意識を高める取り組みを進めます。
市民が心身ともに健康で長生きできるまちを目指します。

【現状と課題】

○保健事業

乳幼児から高齢者までが、心身の健康の保持増進と疾病の早期発見・治療に努めるために効果的な保健予防活動の推進や各種健康診査の充実が求められています。また安心して妊娠・出産・育児ができるよう母子保健事業の充実が求められています。

○健康づくり

市民一人ひとりが健やかで心ゆたかに生活するためには、心身の健康を保持、増進して疾病を予防することが大切です。個人の健康づくりが社会的負担の軽減につながることから、各種団体と連携のもと、健康教育、健康啓発活動や自殺予防のための心の健康づくり活動、健康づくりボランティアの養成などを進め、自分の健康は自分で守るという意識の醸成が求められています。

○保健センター

高齢化の進行や多様化する生活様式、食生活の変化に伴い生活習慣病が増加する中で、市民の健康管理や健康づくり、保健活動の拠点となる保健センターの役割が一層重要となっています。保健活動や地域との連携の強化を進めるとともに保健センターの機能の集約化と充実が求められています。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
保健事業の推進	・効果的な保健予防活動の推進 ・各種健康診査の充実と推進 ・少子化にも対応した母子保健事業を関係機関との連携を強化し充実
健康づくり事業の推進	・健康づくり推進協議会、歯科保健推進協議会の運営 ・健康プランの策定 ・健康づくりボランティアの養成と地区組織の育成と活動支援 ・心の健康づくりの推進と自殺予防対策推進
保健センターの整備と機能充実	・日常の健康管理の支援や生活習慣病予防など一貫した保健サービスを提供 ・保健センター機能の集約化と充実

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
心身ともに健康だと感じている市民の割合	%	－	45.8	55.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
75歳未満の死亡率	人口10万	365.6	346.3（H21）	341.0	
特定健診における受診率	%	－	55.9（H21）	65.0	H20から実施のためH17は数値なし

【目標値の設定理由】

【心身共に健康だと感じている市民の割合】
健康づくり事業や相談事業を充実することにより、健康に不安を感じている市民を減らすことができることから、目標値を現状から10%増加の55%に設定します。
【75歳未満の死亡率】
がん検診や特定健診の受診率を上げて、病気の早期発見早期治療に結びつけることができることから、目標値を人口10万対の死亡率5ポイント減少の341を目指します。
【特定健康診査受診率】
対象者への積極的な啓発を行うことにより、国の目標率65%を目指します。

【用語解説】

※特定健康診査（特定健診）
平成20年から導入された健康診査。糖尿病や高血圧、高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とする。

[1－3]健やかなやすらぎのまちづくり
{1－3－7}医療体制の充実

【施策の目指すべき姿】

市民が必要なときに適切な治療を受けることができるまちを目指します。

【現状と課題】

○公立病院

本市は、山地に隔てられた地域や散居村の集落形態といった背景から、2病院4診療所、そして1訪問看護ステーションの公立医療機関を設置しており、市民が健康で安心できる生活、市民の信頼に基づいた良質で安全かつ効率的な医療の提供に努めています。
しかし、医療制度改革や医療技術の進歩、そして疾病構造の変化などにより、医療を取り巻く環境も大きく変化しており、全国的に医師・看護師不足、或いは偏在といった現象が発生しています。本市も医師や看護師などの医療職員不足は例外でなく、特定診療科が無くなるなど、病院本来の能力を活用できない状況にあり、大きな課題となっています。
市民が安心できる暮らしの実現を図るうえでも、公立医療機関の安定した継続が重要であり、病院事業の健全化と診療体制の充実に努める必要があります。

○地域医療

高齢化の進行に伴い、在宅医療サービスに対する需要が増加しており、市民の視点に立った地域包括医療ケアシステムの実現に向けて、公立医療機関や民間開業医などとの連携強化、在宅支援機能や砺波医療圏での医療救急体制の対応が重要となっています。
また、市民も地域医療の現状を理解し、地域全体で医療体制を育んでいく必要があります。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
公立病院経営の健全化	・安定的な医療提供体制の構築と経営の健全化
診療体制の充実	・医師や看護師など医療スタッフの確保
施設整備と医療機器の導入・更新	・市民の健康を守るための最新医療機器の整備 ・医療情報のIT化推進と病診連携の充実 ・やすらぎの療養空間を提供する環境の整備
地域包括医療ケアシステムの構築	・在宅医療の充実を目指した医療とリハビリテーション体制の強化 ・生活習慣病をはじめとする疾病予防の推進 ・市立医療関係機関や医師会、民間医療機関との連携強化 ・救急医療体制の充実と高次救急病院との連携 ・一次救急体制の強化支援

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
人口10万人当たり医師数	人	238.3（H18）	143.2（H20）	175.0	
人口10万人当たり看護・准看護師数	人	986.4（H18）	1,037.5（H20）	1,197.2	
医業収支比率	%	83.3	86.8	95.0	南砺市2病院

【目標値の設定理由】

【人口10万人当たり医師数】
医師が勤務しやすい魅力ある地域となるような環境を整備し、医師へのPRを進めることにより、目標値を175人に設定しました。なお、南砺市の人口で表すと、現状より10人増の目標となります。
【人口10万人当たり看護師数】
看護師を目指す人材の育成への助成などを行うことにより、目標値を1,197.2人に設定しました。なお、南砺市の人口で表すと、現状より35人増の目標となります。
【医業収支比率】
当初計画と同水準である95％目標値に設定しました。

【用語解説】

※人口10万人当たり医師数
医師の従業地別の数値（厚生労働省公表値）を人口10万人あたりに換算（人口は10月1日の推計人口）
※人口10万人当たり看護師数
看護師の従業地別数値（看護師数は准看護師を含む「職種別就業状況(市町村別」の値）を人口10万人あたりに換算（人口は10月1日の推計人口）
※医業収支比率　医業収益÷医業費用×100

【関連施策】
地域包括医療ケアシステムの構築・・・「高齢者福祉の充実」（15ページ）に関連施策を掲載。

[1－3]健やかなやすらぎのまちづくり
{1－3－8}社会保障制度の適正な運営

【施策の目指すべき姿】

国民健康保険制度、介護保険制度、生活保護制度を適正に運営します。

【現状と課題】

○国民健康保険

国民健康保険は、被保険者が疾病・負傷・出生・死亡した場合に必要な給付を行い、安心した生活を送るために大きな役割を果たしています。その一方で、高齢化や生活習慣病、医療技術の高度化に伴い医療費は年々増加傾向にあり、保険財政健全化の観点から適正な制度の運営と今後想定される医療制度改革に対する的確な対応が求められています。

○介護保険

高齢化の進行に伴い、要介護者と給付費が更に増加すると予想されることから、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、公平な介護認定と保険財源の確保、被保険者への啓発などによる円滑で安定的な制度運営が求められています。

○生活保護

生活保護の保護率は、県内でも低率で推移していますが、近年の雇用・経済情勢の急激な悪化や傷病、障がいを理由に働けない稼働年齢層からの相談や申請が増えています。健康で文化的な生活を送れるように、制度の適正な実施による生活権の保障を図る一方、自立に向けた援助が不可欠となっています。

○国民年金

少子高齢化に伴い、年金給付総額の増加と保険料率の上昇が予測されることから、給付水準の現状維持と適正な負担とのバランスが今後一層重要になってきます。公的年金は老後の生活を支える基盤であることから、長期的に安定した信頼される年金制度を維持するために、日本年金機構と協力連携をとりながら、制度の周知・PRが求められています。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
社会保障制度の適正な運営	・国民健康保険制度の適正な運営 ・介護保険制度の適正な運営 ・生活保護の適正な運用 ・国民年金制度の啓発、相談

【主な指標】

指標	単位	H 17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
国民健康被保険者一人たりの医療費	円	－	330,000	394,000	H20から制度変更 H17は数値なし
一人当たりの介護給付費	万円	196	169	183	
保護率	‰	1.00	0.91	1.45	県：2.4　国：12.5 ※県・国はH20ﾃﾞｰﾀ

【目標値の設定理由】

【国民健康被保険者一人当たりの医療費】
加入者の高齢化医療の高度化に伴い医療費が毎年5%以上伸びる中、医療費適正化の効果を見込み毎年3%伸びるものとして、目標値を394,000円に設定しました。
【一人当たりの介護給付費】
要介護認定者の増加や要介護者の重度化に伴い今後も10%の伸びの想定を考えるところですが、介護予防事業（高齢者サロン等）を充実することにより8%の伸びに抑え、目標値を183万円に設定しました。
【保護率】
雇用・経済状況の悪化に伴い被保護者数は上昇傾向にあることから、目標値を1.45‰に設定しました。

【用語解説】

※保護率
人口に対して保護を受ける人の割合
※‰（パーミル）
1000分の幾つであるかを表す語。1パーミルは1000分の1。千分率.。

[2－4]心豊かで創造的なまちづくり
{2－4－1}学校教育の充実

【施策の目指すべき姿】

児童生徒が、安心して学習できる環境づくりを進めます。
「確かな学力」と健やかな心身の育成に取り組みます。

【現状と課題】

○学校施設・学習環境の充実

安全・安心な社会が求められる中、児童生徒が一日の大半を過ごす学校施設の耐震補強や老朽化した校舎等の大規模改修は、緊急を要する課題として計画的かつ積極的に進める必要があります。引き続き、充実した学習ができる環境の整備を進めるとともに、児童生徒数の減少を踏まえた通学区域の見直し、学校の選択制などについて研究する必要があります。

○「確かな学力」の育成

「確かな学力」を育成するため、児童生徒へのきめ細かな学習指導や生活指導を行っています。また、少人数学級や少人数指導による少人数教育を進めています。
一方、児童生徒数の減少に伴って複式学級の増加が心配される学校においては、できるだけ教職員の配置を増やすことが求められています。

○健やかな心と体の育成

心の教育や食育の推進により、子どもたちの豊かな心と健やかな身体を養うよう努めています。
一方、いじめや不登校などの問題については、スクールソーシャルワーカーの配置や適応指導教室の設置により、その解決を目指しています。また、特別支援を必要とする子どもに対しては、継続的かつ一貫した支援が行えるよう緊密な相談体制を築く必要があります。

【用語解説】

※スクールソーシャルワーカー
支援の必要な児童生徒に対して、家庭・学校・地域の連絡や橋渡しを行い、悩みや問題解決に向けた支援を行う専門家。
※スタディメイト
特別な支援が必要な児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う者。
※全国学力調査
小学6年生と中学3年生を対象に実施される全国学力・学習状況調査。各教科A問題（主として「知識」に関する問題）・B問題（主として「活用」に関する問題）をそれぞれ一つの教科として数える。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
学校施設・設備の整備	・学校施設の整備・改修・耐震化 ・学校施設のバリアフリー化の推進 ・防犯対策の推進
教育備品の充実	・学校図書館の充実 ・教材備品の充実 ・郷土学習教材の作成・活用
「確かな学力」の育成	・とやま型学力向上総合支援事業 ・臨任講師、スタディメイト、ALT等の配置 ・教職員研修の充実 ・情報教育の推進
健やかな心と体の育成	・総合的な学習の推進 ・ふるさと教育推進事業 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の相談体制の充実 ・適応指導教室運営事業 ・社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業 ・部活動指導者の派遣 ・学校給食の充実

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
学校施設耐震化率	%	57.4	85.2	100	
児童一人当たりの月平均学校図書館図書貸出冊数	冊	ー	5.5	8.0	H17は調査未実施
生徒一人当たりの月平均学校図書館図書貸出冊数	冊	ー	0.4	3.0	H17は調査未実施
全国学力調査の県平均正答率を上回る教科の割合（小学校）	%	ー	75.0	100	学力調査はH19から実施、H17数値なし
全国学力調査の県平均正答率を上回る教科の割合（中学校）	%	ー	0.0	100	学力調査はH19から実施、H17数値なし
南砺市全体の分野別説明教材の種類	種類	0	6	8	

【目標値の設定理由】

【学校施設耐震化率】
市の学校施設耐震化計画に基づき、目標値を平成26年度末100%としました。
【児童一人当たりの学校図書館図書貸出冊数】
現在児童一人当たりの月平均貸出図書数5.5冊を読書活動の推進により、目標値を月平均8.0冊としました。
【生徒一人当たりの学校図書館図書貸出冊数】
現在生徒一人当たりの月平均貸出図書数0.4冊を読書活動の推進により、目標値を月平均3.0冊としました。
【全国学力調査の県平均正当率を上回る割合（小学校・中学校）】
県平均正当率を全ての教科問題で上回ることを目標値としました。
【分野別説明教材の種類】
現在必要と考えている教材数8種類のうち7種類については作成済です。最後の1種類は平成26年度の完成予定で作成しており、8種類を目標値としました。

【関連施策】
食育の推進・・・「農業・農村の振興」（25ページ）に関連施策を掲載。

[2－4]心豊かで創造的なまちづくり
{2－4－2}生涯学習の推進

【施策の目指すべき姿】

誰もが生涯にわたり気軽に学び続け、生きがいを持って暮らせる社会を目指します。

【現状と課題】

○社会教育施設の整備・充実

市民一人ひとりが心豊かで生きがいのある人生を送るために、生涯学習のできる施設の整備や機能の充実を推進する必要があります。
特に地区公民館は、地域の生涯学習の拠点であり、バリアフリー化や耐震化が求められています。また、文化センター等は、建設から相当な年月が経ち計画的に改修する必要があり、図書館は、蔵書を増やし更なる利用を図る必要があります。

○生涯学習活動の推進

誰もが学び続けられる機会と環境をつくるため、各種生涯学習講座を引き続き実施するとともに、市民が自主的に企画・運営する講座・サークルの活動を進めることが求められています。
また、地区公民館や地域と連携した事業を進める必要があります。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
社会教育施設の整備・充実	・文化センターなどの計画的な改修
地区公民館の整備	・バリアフリー化・耐震化の計画的な実施
生涯学習活動の推進	・市民大学講座等の開催 ・地域の資源（人材、施設）を活用した生涯学習の推進 ・社会教育推進大会の発展 ・地域や公民館活動を通じた家庭教育の推進
公民館活動への支援	・公民館活動の支援及び施設維持管理への交付金の継続 ・公民館職員の指導力向上に向けた研修会等の開催
青少年健全活動への支援	・市民会議活動への支援

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
学習活動を行っている市民の割合	%	ー	21.5 （H23）	23	市民意識調査のため、H17は数値なし
学習したことを実践している市民の割合	%	ー	12.5 （H23）	13	市民意識調査のため、H17は数値なし
バリアフリー対策をした公民館数	館	1	11	24	
1人当たり図書貸出し図書数	冊	4.0	6.0	6.5	
各種講座参加者数	人	7,565	10,843	10,800	

【目標値の設定理由】

【学習活動を行っている市民の割合】
各種講座の企画の工夫するなどし、現状からの向上を目指します。
【学習したことを実践している市民の割合】
高齢化の進行により減少が予測されますが、30歳代、65～70歳代への働きかけを強め、現状維持を目標値とします。
【バリアフリー対策をした公民館数】
バリアフリー化対策は、対策の済んでなかった24館の全てをバリアフリー化できるよう、目標値を設定しました。
【1人当たり図書貸出し図書数】
県内2位水準である6.5を目指します。
【各種講座参加者数】
人口減少と高齢化の伸展で減少します。

【関連施策】
家庭教育の推進･･･「子育て家庭への支援」（14ページ）に関連施策を掲載。
地区公民館の整備、公民館活動の支援･･･「コミュニティ活動への支援」（35ページ）に関連施策を掲載。

[2－4]心豊かで創造的なまちづくり
{2－4－3}生涯スポーツの推進

【施策の目指すべき姿】

誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健やかに暮らせる社会を目指します。

【現状と課題】

○社会体育施設の整備・充実

生涯スポーツに対するニーズが多様化していることから、利用者の利便性の向上を図るため、社会体育施設の計画的な改修を行う必要があります。
また、社会体育施設及び学校体育施設の管理・運営については、指定管理者制度による効率性が今以上に求められています。

○スポーツの推進

南砺市体育協会加盟団体から全国大会等へ多数の選手を輩出しています。今後とも、スポーツ指導者の育成を図り、競技力の向上に努める必要があります。
また、市民にスポーツの楽しさを知ってもらうため、積極的に、気軽に参加できるスポーツ大会や教室を開催する必要があります。

○総合型地域スポーツクラブの育成

各地域で「総合型地域スポーツクラブ」が設立されていますが、高齢化が進む地域の運営が厳しくなっています。当該クラブは、生涯スポーツの推進に重要な役割を果たしていることから、自立した運営ができるよう支援する必要があります。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
社会体育施設の整備・充実	・社会体育施設（体育館、プール等）の計画的な改修
体育施設の効率的な管理体制の確立	・指定管理者制度による効率的な運営と強化
学校体育施設の利活用	・学校体育施設（小中学校校体育館、グランド）開放の推進
各種スポーツ大会・教室の開催	・「なんと元気っ子教室」の推進 ・スポーツ指導者や団体の育成・強化 ・市民体育大会や全国大会などの開催
スポーツ活動への支援	・各競技団体の活動・競技力向上支援
総合型地域スポーツクラブの育成	・総合型地域スポーツクラブの育成と自立に向けた支援

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
スポーツを行っている市民の割合	%	ー	23.0（H23）	30.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
総合型地域スポーツクラブ加入率	%	13.0	16.8	18.0	

【目標値の設定理由】

【スポーツを行っている市民の割合】
現状では約4人に1人ですが、約3人に1人を目標とします。
【総合型地域スポーツクラブ加入率】
高齢化の伸展と加入・脱会率を勘案し、目標値を設定しました。

[2－4]心豊かで創造的なまちづくり
{2－4－4}芸術文化活動の振興

【施策の目指すべき姿】

市民一人ひとりが多様な芸術文化活動に自発的に参加し、創造の喜びに浸ることができる環境づくりを進めます。

【現状と課題】

○魅力ある芸術文化事業の推進

南砺市には利賀フェスティバル、スキヤキ・ミーツ・ザ・ワールド、いなみ国際木彫刻キャンプなどの優れた国際芸術文化事業があり、市民は自由に参加できます。これらの事業は、それぞれの地域の魅力の中心を形成しています。

市民生活のうるおいを高めるためには、今後とも芸術文化事業を支援していく必要があります。

○市民の芸術文化活動の支援

豊かな人間形成やうるおいある生活の実現を目指すため、市民の自発的な芸術文化活動に対して、活動の場や発表機会の充実、各種芸術文化活動団体への支援、指導者の育成などを進める必要があります。

特に、次代を担う子どもたちが芸術文化に親しむことが大切であることから、文化ホール・美術館などの事業を充実するとともに、活動への参加を促すよう働きかけていく必要があります。

○芸術文化施設の整備

福光美術館の収蔵品の増加による施設の拡張や文化ホール、舞台芸術施設の老朽化による修理、整備の検討を始める必要があります。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
芸術文化活動への支援	・芸術文化活動の交流促進による、質的向上や規模の拡大 ・美術展開催による、芸術文化に親しむ機会の拡充 ・市民が多彩な芸術文化活動に参加できる機会の拡充 ・芸術文化団体の活動支援による組織の強化 ・国際舞台芸術活動への支援
文化ホール・美術館などの事業の充実	・文化ホールや美術館の主催事業や企画展などの充実
芸術文化施設の整備	・美術館などの施設整備による展示や収蔵機能の拡充

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
積極的に文化活動を行っている市民の割合	%	ー	14.9（H23）	16.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
市美術展応募作品数	点	366	321	340	
文化ホール等利用者数	人	155,072	108,820	110,000	
美術館入場者数	人	30,061	15,024	18,000	

【目標値の設定理由】

【積極的に文化活動を行っている市民の割合】

高齢化・多様化に即応し、市民の目指すべき的確な方向性にもとづく文化活動を推進し、参加率の向上につなげることにより、目標値を16%に設定しました。

【市美術展応募作品数】

人口減に伴う応募作品数の減少が見込まれるなかで、啓発活動による新たな出品者の増加に努めるとともに、次代を担う児童・生徒の作品の併設展示などの工夫によって関心を高め、将来の出品意欲増大に期待することとし、目標値を340点に設定しました。

【文化ホール等利用者数】

景気後退、利用料の減免率低下から利用者数が減少傾向にありますが、市民のニーズを的確に把握し、各ホールの特徴を活かした魅力的事業を展開していくことにより、現状を数値を維持する目標を設定しました。

【美術館入場者数】

入場者が減少傾向にありますが、集客に結びつく企画と常設展示、展示の効果的な周知とリピーターの確保により、目標値を18,000人に設定しました。

[2－4]心豊かで創造的なまちづくり
{2－4－5}文化財の保存・活用と伝統文化の継承

【施策の目指すべき姿】

多様な文化財や伝統文化が地域の宝として認識されるとともに、世代を超えて保存・継承されることを目指します。

【現状と課題】

○世界遺産の環境整備

世界遺産「五箇山合掌造り集落」では、後継者の不足や規制に伴う生活の不便さ、屋根葺材料となるコガヤの不足などが問題となっています。今後、地域住民とともに策定する世界遺産マスタープランに基づき、地域住民の主体性を重視しながら、住み続けやすい環境整備を進めていくとともに、市域全体で世界遺産への理解を深めていく必要があります。

○文化財保存・展示施設の整備

市内には歴史・民俗資料など、多数の文化財が残されていますが、市の収蔵施設が不十分であるため、市民などからの寄贈・寄託希望に十分対応できていないのが現状です。

今後は収蔵施設の整備を検討し、文化財の収集、保存に努めるとともに、修理を支援していく必要があります。

○伝統芸能技術・歴史資料の保存・継承

市内には200を超える多くの指定文化財があり、保存や活用法の検討が必要となっています。また、民俗文化財を継承する集落では、後継者不足が深刻な問題となっています。

長い歴史の中で守られてきた文化財は、市の歴史や文化を正しく理解するために大切なものであり、市民共有の財産として保存するため、調査研究データの蓄積を進めるとともに、伝統芸能・伝統技術の保存継承を図る必要があります。

【用語解説】

※コガヤ

合掌造り家屋の屋根葺き材料。白川郷などではススキ（オオガヤ）、五箇山ではカリヤス（コガヤ）が伝統的に使われてきた。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
世界遺産等の環境整備	・世界遺産マスタープランの策定 ・世界遺産サポーターの確保 ・茅の自給を目指した茅場の整備
文化財収蔵・展示施設の整備	・民俗資料館などの機能充実 ・埋蔵文化財保管・展示施設の整備 ・文化財の活用や情報発信のための調査・研究、データの蓄積 ・文化財の国登録制度の活用を検討
伝統文化保存団体への支援	・伝統文化保存団体の活動支援と後継者の育成
伝統芸能技術・歴史的資料の保存・継承	・歴史資料や古文書の調査研究及び埋蔵文化財の調査と保存 ・展示会やシンポジウム開催 ・地域文化の保存・継承による、郷土への理解と愛着の深化
民俗文化財の保存・継承	・地域の民俗文化財の保存・継承団体の活動支援 ・民俗文化財の調査・収集及び展示等の活用

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
コガヤ年間生産量	束	5,000	10,000	12,000	
獅子舞保存団体数	団体	104	104	104	
井波歴史民俗資料館入館者数	人	2,670	677	2,000	
城端曳山会館入館者数	人	10,515	9,136	10,000	

【目標値の設定理由】

【コガヤ年間生産量】

茅葺屋根の材料となるコガヤが不足していることから、茅場の造成計画を進めています。現在の計画面積から、目標値を12,000束に設定しました。

【獅子舞保存団体数】

減少傾向にありますが、伝統文化継承の重要性を周知し、目標値を現状維持に設定しました。

【井波歴史民俗資料館入館者数】

新たな展示や体験学習の開催により、入館者増の2,000人に目標値を設定しました。

【城端曳山会館入館者数】

入館者が減少傾向にありますが、周知と祭観光との連携により、目標値を10,000人に設定しました。

[2－5]いきいきとした活力あるまちづくり
{2－5－1}農業・農村の振興

【施策の目指すべき姿】

認定農業者や営農組織等担い手の確保育成、生産基盤の整備を進め、持続可能な地域農業を目指します。
農業者と地域住民が連携し、美しい農山村環境の保全に努め、都市住民や消費者との交流を進めます。
地産地消、農畜産物のブランド化を進め、食育の推進と消費の拡大を目指します。

【現状と課題】

○農業生産基盤と農業経営

豊かな水と整備された農地を基盤に、基幹作物である水稲を中心として野菜・果樹の園芸作物や畜産など、多岐にわたる農業が営まれています。 一方、米価の下落など農畜産物価格の低迷や農業従事者の高齢化、後継者不足が進行するとともに、用排水路などの農業施設の老朽化や鳥獣被害の拡大など農業を取巻く環境は厳しさを増しています。
このため、水利施設など生産基盤施設の整備を進めるとともに、安全安心な農畜産物の生産に努めるなど、経営の効率化と農業所得の向上を図る必要があります。また、担い手の育成確保や鳥獣被害対策などの他、農政の変化にも的確に対応する持続可能な地域農業に取り組む必要があります。

○農村環境と都市との交流

地域の共同作業により合掌造り集落や散居村に広がる美しい田園は維持されていますが、近年、農業農村の持つ豊かな自然、伝承文化等の多面的機能も改めて評価されており、特色ある農業生産の場として棚田、そば、赤かぶオーナー制度、消費者の農業体験を通して農村の良さをを実感してもらうなど、都市と農村の交流を展開しています。
今後は、この美しい農村環境の保全に努めるとともに、長期滞在型メニューの展開や地域住民が主体的に取り組むことができる体制強化、環境整備などを推進し、都市住民等に農業農村が持つ多面的機能への理解を更に深めてもらう必要があります。

○農畜産物のブランド化と地産地消

食の安全や消費者ニーズの多様化などから農畜産物に対する関心が高まっています。特に、地産地消の取り組みは、直売所や学校給食への食材供給にみられるように、多様な形態で実施されています。
今後は、競争力のあるブランド化や6次産業化に取組み、販路や消費の拡大を図るとともに、引き続き元気な子どもの育成や健康な暮らしを目指す食育の推進と生産者の顔が見える安全安心な農畜産物の地元での販売強化に取り組み、地産地消の推進を図る必要があります。

○内水面漁業

豊かな自然から流れる清らかな水を利用して、岩魚やニジマスの養殖が行われています。
一方、河川や湖沼は、遊魚などのレクリエーションの場、自然とのふれあいや安らぎの場として社会的役割を担っており、その資源の維持や環境の保全の重要性について、周知・啓発していく必要があります。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
農業生産基盤の整備	・ほ場整備や用排水路などの生産基盤の整備 ・優良農地の保全
農業経営基盤の強化	・認定農業者の規模拡大や集落営農の組織化等担い手の育成・確保 ・消費者ニーズに対応した安全安心で魅力的な農産物の安定供給 ・低コスト・省力化などの技術の普及や鳥獣被害対策
農村環境の保全整備	・水源の涵養、自然環境の保全など農地の多面的機能の保全 ・住民や組織の協力による環境保全を重視した農業の推進 ・バイオマス資源の利活用の推進 ・農村文化の継承など誇りと愛着の持てる地域づくりの推進
都市と農村の交流	・都市と農山村交流を図るためのグリーン・ツーリズムの推進 ・中山間地域を中心とした各種オーナー制度などの活用 ・団塊の世代など、定年帰農の受け皿づくりと定住化の推進
農畜産物の生産振興	・地域特産物の生産性の向上 ・新たな特産物の開発やブランド化などによる産地育成の推進
食育・地産地消の推進	・健全な食生活の実践を図るための食育の推進 ・安全で安心な地産地消の拡大
内水面漁業の振興	・中小河川の汚濁などの監視活動と河川環境の保全啓発 ・漁協等との協調による淡水魚類の放流

【主な指標】

指標	単位	H17	現状 (H22)	目標値 (H28)	備考
地場産食材を意識して購入している家庭の割合	%	―	38.1 (H23)	45.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
30a区画以上のほ場整備率	%	75.2	75.5	76.0	
認定農業者数	経営体	107	147	165	
担い手による経営面積割合	%	58.4	69.0	80.0	
エコファーマー数	経営体	358	776	800	
学校給食での地元産品使用割合	%	25.0 (H16)	29.8	30.0	

【目標値の設定理由】

【地場産食材を意識して購入している家庭の割合】
食の安全や地産地消の取り組みに対する関心が高まっており、生産者の顔が見える安全安心な地元農畜産物の販売強化に取組むことで消費者の意識の高揚が期待できることから、目標値を45%に設定しました。
【30a区画以上のほ場整備率】
山間地以外の農振農用地は、ほぼ30a区画となっており、今後大区画の整備を行う地域は少なく、農業施設の維持修繕が主体となることから、目標値を76%に設定しました。
【認定農業者】
集落営農組織の法人化への支援、法人化後の準備金制度など法人化した認定農業者への支援メニューが多くあり、経営の安定が図れることから、目標値を165経営体に設定しました。
【担い手による経営面積割合】
認定農業者の増加と経営面積の増大が見込め利用権設定面積の増加が予想されることから、目標値を80%に設定しました。
【エコファーマー数】
消費者からは食の安全安心が求められ、国も環境にやさしい農業を推進しており、エコファーマーへの取り組みは増加すると見込まれるが、法人化等により数値は集約されることから、目標値を800経営体に設定しました。
【学校給食での地元産品割合】
当地域では冬季間の野菜出荷に難点があるなど、使用量は現状値が妥当と思われるが、努力目標として目標値を30%に設定しました。

【用語解説】

※認定農業者
　効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」を市町村に提出して認定を受けた農業者や農業経営組織。
※食育
　生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取り組み。
※バイオマス資源
　再生可能な生物由来の有機資源で化石資源を除いたものを指す。家畜排せつ物や下水汚泥、木材、稲わら、もみ殻など。
※エコファーマー
　過剰な化学肥料や農薬の使用を避け、堆肥を用いた土づくりを行うなど、環境と調和のとれた持続性の高い農業を行う知事の認定を受けた農業者の愛称名。
※6次産業化
　農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組み。

【関連施策】
農村環境の保全（散居村景観）・・・「自然環境の保全と活用」（1ページ）に関連施策を掲載。
バイオマス資源の利活用の推進・・・「循環型社会の構築」（2ページ）に関連施策を掲載。
中山間地域を中心とした各種オーナー制度などの活用・・・「国内外交流の推進」（33ページ）に関連施策を掲載。
都市と農村の交流・・・「自然環境の保全と活用」（1ページ）及び「観光の振興」（29ページ）に関連施策を掲載。
食育・地産地消の推進・・・「学校教育の充実」（20ページ）に関連施策を掲載。
河川環境の保全啓発・・・「自然環境の保全と活用」（1ページ）に関連施策を掲載。

[2－5]いきいきとした活力あるまちづくり
{2－5－2}森林・林業の振興

【施策の目指すべき姿】

効率的・計画的な森林整備によって、林業の担い手の育成や森林の保全を進めるとともに、林業の健全な経営基盤を確立します。

【現状と課題】

○林業生産基盤

森林の持つ機能は、木材の生産のみならず、水源の涵養や国土の保全、地球温暖化の防止、健康や教育的な利用など多岐にわたっています。市の8割を占める広大な森林には、これらの多面的機能の発揮が求められており、林業を中心とする総合的な地域森林施業の確保や計画的な育林、山村地域の生活環境の条件整備などを進めていく必要があります。

○林業経営基盤

森林組合育成支援事業や林業カレッジなど、林業の担い手の育成に努めていますが、今後は、高性能林業機械の導入や、集約化による効率的な森林施業などによる経営基盤の強化、更なる担い手の育成・確保、市産材活用の促進を図る必要があります。

○特用林産物

市産材を活用した木工品や木材製品の生産、菌茸類の生産加工販売について、今後ともブランド化と付加価値を高めていく必要があります。

○森林整備

森林整備計画に基づき、計画的かつ総合的に植林や育林、間伐などを推進し、森林の状態や立地条件に応じた森づくりを行うため、地域や市民全体で支える新たな体制が求められています。

【用語解説】

※路網密度
民有林内における林道・作業道（路）の1ha（ヘクタール）あたりの延長。
※集約化団地
個人が持つ小規模な森林であっても、周囲の森林とまとまりを作る（団地化する）ことで、コストを抑えた効率的な森林整備を行うことができる。
※森林施業
森林に対する造林、保育、間伐、伐採等の作業。
※林業カレッジ
森林管理技術者の養成や林業に必要な技能資格取得研修など、森林・林業に必要な技術者を養成する場。
※間伐
込みすぎた森林を健全な状態にするとともに、利用可能な立木を徐々に収穫するための間引き作業。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
林業生産基盤の整備	・林道・作業道の開設や改良整備の推進 ・山村の定住化促進のための生活環境整備
林業経営基盤の強化	・担い手となる人材や事業体の育成強化 ・森林施業の集約化・機械化による効率的な経営基盤の確立 ・住宅や公共建築物への市産材の利用促進
特用林産物の生産振興	・付加価値の高い木材製品の普及 ・菌茸類の生産加工促進
森林整備の推進	・森林の多面的機能の保持 ・境界の明確化などによる、計画的な森林整備と保育の推進

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備　考
路網密度	m/ha	14.8	16.3	19.7	
間伐面積	ha	317	212	420	
素材生産量（針葉樹）	m^3	2,200	7,507	9,500	
林業担い手	人	108	173（H21）	173	
集約化団地数	団地	3	19	60	

【目標値の設定理由】

【路網密度】
間伐や素材生産の基盤となる路網を年間24,000m整備することで、目標値を19.7m/haに設定しました。
【間伐面積】
集約化を進め間伐面積を2倍に増やすことで、目標値を420haに設定しました。
【素材生産量】
目標間伐面積の70%を搬出し、ヘクタール当り32m^3として算出することで、目標値を9,500m^3に設定しました。
【林業担い手】
高性能林業機械の導入等により省力化・低コスト化を図る一方で事業量の拡大により、目標値を現状維持として設定しました。
【集約化団地数】
効率的な森林施業を行うため、目標値を60団地に設定しました。

【関連施策】
住宅や公共建築物への市産材の利用促進・・・「良質な住宅・宅地の供給」（8ページ）に関連施策を掲載。

[2－5]いきいきとした活力あるまちづくり
{2－5－3}商業の振興

【施策の目指すべき姿】

地域の特徴を活かした商店街の賑わい創出や、伝統産業の活性化を進めます。

【現状と課題】

○商業・サービス業

モータリーゼーションの進行が、郊外の幹線道路沿線への大型店や専門店の進出を加速させたことにより、中心商店街では空き店舗が目立ち、賑わいが失われつつあります。
今後は、個店や商店街が協力してイベント等による賑わい創出を図るとともに、買い物弱者対策や観光客への販売増加、地域住民や高齢者に対する付加価値の高いサービスを提供することにより、販売額の増加につなげる振興策が求められています。

○中心市街地

拠点施設整備による、中心市街地の賑わいづくりや空き店舗対策を進めています。
今後は、都市機能の集積促進、高齢者に配慮した街なか居住の促進等都市基盤の一体的な整備により、中心市街地の賑わい創出と商業の活性化を図る必要があります。

○伝統産業

地場産業である井波彫刻や五箇山和紙等は、国指定の伝統的工芸品であり、その歴史と伝統は魅力ある観光資源として多くの観光客を惹きつけています。
今後は、伝統に裏打ちされた芸術文化として、時代のニーズに合った新商品の開発や地元での積極的な活用による新たな魅力の創出や、全国の文化財、社寺建築等の保存修理に伝統産業技術を展開することや不足する後継者を育成することへの支援が求められています。

【用語解説】

※買い物弱者
スーパーの撤退や商店街の衰退などで、食料品や日常生活用品の購入に支障がある人。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
商業・サービス業の振興	・魅力的な商店街の形成 ・商店街や商盛会等の商業団体の組織強化 ・買い物弱者（高齢者）対策への支援
中心市街地の賑わいの創出	・個性あるまちづくりの推進 ・都市機能の集積や街なか居住の推進 ・空き店舗対策の拡充 ・市外への購買力流出防止対策への支援
伝統産業の振興	・時代のニーズにあった新商品の開発 ・伝統産業と観光産業の連携強化 ・販路拡大への支援 ・後継者育成への支援 ・文化財修理等の販路拡大への支援

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
市内商業事業者数	社	1,059（H16）	（H19） 960	900	
商業従業員数	人	4,125（H16）	（H19） 3,656	3,500	
商業年間販売額	百万円	65,764（H16）	52,015	46,000	
伝統産業事業所数	事業所	－	（H19） 118	120	
伝統産業従事者数	人	－	185	190	
伝統産業年間販売額	百万円	1,040（H16）	（H19） 637	700	
市内で買い物をする市民の割合	%	－	（H23） 42.3	42.3	市民意識調査のため、H17は数値なし

【目標値の設定理由】

【市内商業事業者数】
平成19年度の平成16年度に対する減少率は0.91である。新規参入を見込むことで、目標値を900社に設定しました。
【商業従業員数】
平成19年度の平成16年度に対する減少率は0.89であるが、新規参入を見込むことで、目標値を3,500人に設定しました。
【商業年間販売額】
平成19年度の平成16年度に対する減少率は0.79であるが、商業活性化施策や新規参入を見込むことで、目標値を46,000百万円に設定しました。
【伝統産業事業所数】
現状は井波彫刻115事業所、五箇山和紙3事業所であるが、井波彫刻については彫刻師が毎年年季明けとなるため、若干の増加が見込めることから、目標値を120事業所に設定しました。
【伝統産業従事者数】
現状は井波彫刻166人、五箇山和紙19人であるが、井波彫刻については彫刻師が毎年年季明けとなるため、若干の増加が見込めることから、目標値を190人に設定しました。
【伝統産業年間販売額】
平成19年度の平成16年度に対する減少率は0.61であるが、景気は平成20年のリーマンショック前の水準までに回復する兆しがあり、文化財等の修復が見込めることから、目標値を700百万円に設定しました。
【市内で買い物をする市民の割合】
様々な社会環境の変化も想定されるが、今後も市民が市内で買い物することを期待して、目標値を現状維持として設定しました。

[2－5]いきいきとした活力あるまちづくり
{2－5－4]観光の振興

【施策の目指すべき姿】

豊富な観光資源を活かして、国内外から多くの人々が訪れて滞在し、高い満足感を得ることができる観光を目指します。

【現状と課題】

○観光資源

市内には、世界遺産五箇山合掌造り集落をはじめ、富山県の代表的民謡「こきりこ」や「麦屋節」、伝統工芸の井波彫刻や五箇山和紙、四季折々の祭りなど、歴史と伝統に裏打ちされた観光資源が豊富にあります。また、緑豊かな自然や多彩な文化、農林業、商工業などの地域資源に恵まれています。

近年、観光のスタイルやニーズが団体旅行から個人旅行へ、周遊型から体験・交流型へと変化しており、多様な観光ニーズに対応するとともに、滞在型の観光を推進する必要があります。また、豊富な地域資源を、グリーンツーリズムやエコツーリズム、産業観光、文化観光などの観光資源として開発し、ブラッシュアップしていく必要があります。

○観光客誘致活動

大都市圏での出向宣伝や観光展への参加をはじめ、広域連携による観光ルートの開発や、各市町村の魅力を集めたパンフレットの作成などを行っています。平成20年に東海北陸自動車道が全線開通し、今後、北陸新幹線が開業を迎える中において、中京圏や首都圏に向けた戦略的な情報発信により誘客活動を進める必要があります。

また、インターネットやスマートフォンの普及により、情報媒体やコミュニケーションの方法がますます多様化しており、ホームページやSNSなどを積極的に活用して、的確で効果的な情報発信を進める必要があります。

○観光客受け入れ体制

観光客に「また来たい」と思ってもらえる魅力的な観光地となるため、観光事業者の心のこもったサービスの提供はもとより、旅先で接する市民が地元への愛着と誇りを持つとともに、観光地へのわかりやすい案内サインの設置や、案内所機能の充実などにより、おもてなし環境を向上する必要があります。

また、基幹交通網から観光地への二次交通の整備など、交通アクセスの利便性を向上させる必要があります。

○国際観光

ミシュラングリーンガイドジャポンにより、世界遺産五箇山合掌造り集落が最高評価の三つ星観光地として高い評価を受けており、このことを活かして外国人観光客の増加を図る必要があります。そのためには、外国語に対応したパンフレットの作成や観光案内サインの設置をはじめ、広域連携による海外誘客事業を展開する必要があります。

【用語解説】

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
インターネット上で人と人とのつながりを促進・サポートするサービス。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
観光資源の開発と活性化	・地域資源の発掘と観光資源のブラッシュアップ ・なんとブランドの確立
滞在型・体験型観光の推進	・多様なニーズに合わせた着地型観光商品の開発
観光客誘致活動の強化	・大都市圏に向けた戦略的な情報発信 ・多様な個人客に向けた的確な情報発信 ・広域連携による観光ルートの構築
観光客受け入れ体制の強化	・交通アクセスなどの利便性向上 ・おもてなし環境の向上 ・観光ボランティアの育成
国際観光の推進	・広域連携による誘客活動 ・外国人受け入れ体制の整備

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
観光客入り込み数	万人	358	316	330	
市内宿泊施設利用者数	人	91,900	98,500	120,000	
南砺里山博の体験プログラムに参加した市民の割合	%	―	5.9（H23）	10.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
観光ボランティアガイドが観光客を案内した回数	回	―	296	330	H17は調査未実施

【目標値の設定理由】

【観光客入り込み数】
過去4年間の傾向から、315万人水準で推移すると見込まれます。しかし、公共交通の利便性向上、体験交流型の観光資源開発など、より満足感の高い観光の推進でリピーターを増やすことにより、目標値を5%増の330万人に設定しました。（※平成27年度は北陸新幹線の開業により一時的に観光客数が伸びると予測）

【市内宿泊施設利用者数】
過去4年間の傾向から、10万人水準で推移すると見込まれます。しかし、公共交通の利便性向上、体験交流型の観光資源開発など、より満足感の高い観光の推進でリピーターを増やすことにより、目標値を20%増の12万人に設定しました。

【南砺里山博の体験プログラムに参加した市民の割合】
30代女性への働きかけを強めることで、目標値を10%に設定しました。

【観光ボランティアガイドが観光客を案内した回数】
過去4年間の傾向から、320回水準で推移すると見込まれます。観光ボランティアガイドの市内ネットワークを組織化することなどにより、目標値を330回に設定しました。

【関連施策】
滞在型・体験型観光の推進・・・「自然環境の保全と活用」（1ページ）及び「農業・農村の振興」（25ページ）に関連施策を掲載。
交通アクセスなどの利便性向上・観光案内サインの設置・・・「道路・交通ネットワークの充実」（4ページ）に関連施策を掲載。
国際観光の推進・・・「国内外交流の推進」（33ページ）に関連施策を掲載。

[2－5]いきいきとした活力あるまちづくり
{2－5－5}工業の振興と企業誘致

【施策の目指すべき姿】

東海北陸自動車道スマートインターチェンジや北陸新幹線など、広域高速交通網を活かした企業立地基盤の整備を進めます。
新産業の創出や企業誘致と既存企業の育成支援による雇用機会の拡大を目指します。

【現状と課題】

○中小企業

独自の技術や高い品質などを誇る多くの業種がありますが、更に付加価値をつけた競争力のあるモノづくりが求められています。
企業の技術者などの人材育成や、経営基盤の強化と安定化を図るための支援を行っていく必要があります。

○企業立地

企業誘致の適地は、ほとんどが農業施策などの各種規制を受ける優良農地であることから、基盤整備に相当の日数を必要とします。
一方、スマートインターチェンジの新設や北陸新幹線の開業により、交通の利便性向上が期待されることから、優良な工場用地の確保とともに、光ファイバーなどの超高速ネットワークの整備促進を図りながら、積極的な企業誘致活動を展開していく必要があります。

○起業家支援

新たな事業を開始するために必要な資金面での支援を行っています。
今後も引き続き、起業家支援センターの活用を進めるとともに、起業家への支援制度の充実を図っていく必要があります。

○新産業の創出

バブル崩壊後の国内経済の長期低迷や生産拠点の海外移転などの影響により、市内においても製造業などで工場の閉鎖が発生しています。
地域経済を支え、地域活力を維持していくためにも、産学官の連携体制を推進し新産業を創出することで地域の活性化を図っていく必要があります。

【用語解説】

※起業家支援センター
IT（情報通信技術）を活用したソフトウェア等の開発や新分野進出、各種サービス業を行う意欲あふれる個人や中小企業等を対象に低廉な費用で提供する施設で、様々な支援策により企業の成長をバックアップしている。
※ベンチャー企業
独創性や新規性、革新性の高い技術や経営システムを導入することにより、新しい市場を開拓して急成長する企業。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
中小企業の振興	・企業の安定経営や積極的な事業展開への支援 ・企業の新分野進出への支援
企業立地の促進	・立地条件を活かした企業誘致活動の展開 ・工場用地の造成による企業立地基盤の整備 ・高速通信回線網の整備促進
起業（家）支援	・起業家・ベンチャー企業の育成支援
新産業の創出	・産業間や異業種間の情報交流
産学官連携の強化	・産学官連携強化などによる新産業の創出

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
市内事業所数	社	296	245	229	
製造品出荷額（従業員数4人以上）	億円	2,496	2,376	2,305	
新規立地企業数	社	0	2	4	H17からの累計値
増設をした既存企業数	社	1	8	18	H17からの累計値
新規起業（家）数	社（人）	0	3	18	H17からの累計値

【目標値の設定理由】

【市内事業所数】
5年間の事業所数の平均値に過去5年間の減少率を加味することで、目標値を229社に設定しました。
【製造品出荷額】
5年間の製造品出荷額の平均値に過去5年間の減少率を加味することで、目標値を2,305億円に設定しました。
【新規立地企業数】
南砺スマートインターチェンジの供用に併せて工場用地の造成を計画しており、新たな企業の誘致を見込むことで、目標値を4社に設定しました。
【増設をした既存企業数】
企業立地助成金の申請状況を参考として、目標値を18社に設定しました。
【新規起業（家）数】
起業家育成支援事業の申請状況を参考として、目標値を18社（人）に設定しました。

【関連施策】
立地条件を活かした企業誘致活動の展開・・・「道路・交通ネットワークの充実」（4ページ）に関連施策を掲載。
高速通信路回線網の整備促進・・・「情報化の推進」（38ページ）に関連施策を掲載。

[2－5]いきいきとした活力あるまちづくり
{2－5－6}雇用の確保と創出

【施策の目指すべき姿】

求職者のニーズに応える雇用の創出並びに就業・雇用機会の確保により、IJUターンを促進します。
高齢者や障がい者も安心して働ける雇用環境づくりを進めます。

【現状と課題】

○就業・雇用対策

企業の就業環境は、雇用形態の変化や仕事観に対する変化から、大きく様変わりしています。
今後は、企業立地や既存企業の事業拡大による雇用の創出を図るとともに、新規就職者への市内企業の情報提供によるIJUターンの促進・若い労働力の確保や求人と求職のミスマッチ解消、安心して働ける雇用環境づくりなどが求められています。

○高齢者や障がい者等の雇用

現代におけるノーマライゼーション理念の浸透は、高齢者や障がい者など誰もが等しく生活できる社会が到来したことを示しています。
今後は、高齢者が有する高度なものづくりを支える熟練の技・経験・知識などを活かせる機会の提供やボランティア活動・まちづくり活動等への積極的な参加を促す必要があります。
また、団塊世代の力を活かす施策の推進や障がい者雇用等について、企業の理解と協力の拡充を図る必要があります。

【用語解説】

※IJU（いじゅう）ターン
Iターン、Jターン、Uターンを”移住”に引っ掛けた表現。
Iターンは大都市などに生活する者が地方に移住する現象。
Jターンは地方から大都市へ移住した者が、生まれ故郷等の近くの中規模な都市に戻り定住する現象。
Uターンは地方から大都市へ移住した者が、再び地方の生まれ故郷に戻る現象。
※完全失業率
労働力人口に占める完全失業者の割合。完全失業者とは、働く意志は持っているが、所得が伴わない状態の求職者であり、完全失業者と就業者の合計を労働力人口という。
※有効求人倍率
ハローワーク（公共職業安定所）に登録している求職者（＝有効求職者数）に対し、求人を募集している企業からの求人数（＝有効求人数）との割合。
※高齢者雇用割合
ハローワーク（公共職業安定所）管内の被用者総数に占める、65歳以上の被用者の割合。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
就業・雇用の対策	・新規就職者等への市内企業の就職情報の提供 ・個々に応じた職業訓練等能力開発への支援 ・未就職者・高齢者等への職業訓練や再雇用等の推進 ・新規就職者への市内企業の情報の提供による、IJUターンを促進 ・企業と求職者のミスマッチ解消の支援 ・多様な労働状況に対応した、安心して働ける雇用環境の整備
高齢者や障がい者等の雇用の確保	・高齢者が有する熟練した技能・知識の活用と継承 ・障がい者雇用の理解と就業の場の確保への支援 ・ボランティア等高齢者や障がい者が生きがいを向上できる場の創出

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
完全失業率	%	4.0	3.9	3.0	ハローワーク砺波管内
有効求人倍率	倍	0.96	0.60	0.95	ハローワーク砺波管内
高齢者雇用割合	%	5.7	10.3	15.0	ハローワーク砺波管内

【目標値の設定理由】

【完全失業率・有効求人倍率】
日本経済は、東日本大震災後の落ち込みから着実に回復し、雇用状況は平成20年のリーマンショック前の水準に達しています。今後は、欧米経済の減速や長引く円高により、先行きが不透明の状況ではありますが、リーマンショック前の水準を維持すると見込み、「完全失業率」の目標値を3%、「有効求人倍率」の目標値を0.95倍に設定しました。
【高齢者雇用割合】
定年制の延長や人口減に伴う労働人口の減少を補完するため、目標値を15%に設定しました。

【関連施策】
高齢者や障がい者等の雇用・・・「高齢者福祉の充実」（15ページ）及び「障がい者福祉の充実」（16ページ）に関連施策を掲載。
新規就職者への市内企業の情報の提供によるIJUターンを促進・・・「定住化の推進」（32ページ）に関連施策を掲載。

[2－5]いきいきとした活力あるまちづくり
{2－5－7}定住化の推進

【施策の目指すべき姿】

市内で定住する人が増え、市民が安全に安心して暮らせる地域づくりを進め、ずっと暮らしたい、暮らしてみたいまちを目指します。

【現状と課題】

○定住促進

人口減少や高齢化が県内平均よりも早く進む中、定住施策の推進は重要な課題となっています。

本市では、定住に向けて、雇用の場の確保や住環境の整備、子育て環境の整備など、総合的な条件整備に取り組んでいますが、更に福祉や医療などの安心感、商店や金融などの利便性、道路交通網の整備などの快適性の充実が求められており、積極的な定住促進に取り組む必要があります。

また、進学や就職で市外に転出した方が市内に戻ってくるよう、郷土を思う意識を醸成することや地域愛を育むことにより、転出を最小限にとどめることが重要です。

さらに、魅力ある地域づくりに取り組み、IJUターンを促進する必要があります。

○婚活施策

本市では、人口増対策として、新たに婚活支援係を設置し、行政が主体となって独身者の結婚活動を積極的に支援しています。これまで、「婚活倶楽部」や「なんとおせっ会」といった婚活支援組織を立ち上げ、会員の加入促進を図るなど活発な活動を展開していますが、これを機に、婚姻数を伸ばし人口増を図っていくことが求められています。

今後、婚活イベントの開催や出会いと交流の場、地域の魅力に触れる場の創設を関係機関と協力して進める必要があります。

○過疎地域対策

本市は、山間部から平野部まで広い面積を有し、その面積の多くを占める中山間地域では、合併後さらなる人口減少・少子高齢化が進み、一部では集落機能の低下、耕作放棄地や荒廃林野の増加がみられるなど、過疎化の進行により地域活力の低下が懸念される状況が生じてきています。

これらの地域は、土砂流出や洪水の防止、水源涵養、大気の浄化などの公益的機能を有しており、市や県、国共有の財産であることを市民のみならず関わりのある全ての人に理解をいただき、維持保全に取り組むことで、本市の一体的な発展を図る必要があります。

【用語解説】

※南砺市定住奨励金事業

南砺市内に住宅用地及び住宅を、新たに一定の用件を満たして取得して定住しようとする人に、奨励金を交付する事業。

※南砺市優良住宅団地開発支援事業

民間の業者等が造成する、一定の用件を満たす住宅団地内の道路や側溝等の整備の経費に対して補助金を交付する事業。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
定住促進への支援	・南砺市定住奨励金事業の推進・拡充 ・南砺市優良住宅団地開発支援事業による民間住宅団地の造成の促進 ・宅地造成事業による定住化の推進 ・雇用の場の確保や子育て環境の整備などの定住環境の総合的推進 ・定住に関する情報の発信（IJUターン促進）
結婚活動への支援	・婚活倶楽部会員の勧誘と活動促進 ・なんとおせっかいの会への活動支援
過疎地域対策の推進	・過疎地域振興条例（仮称）の制定 ・過疎地域振興事業の展開

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
住み続けたいと思う市民の割合	%	－	76.8（H23）	80	市民意識調査のため、H17は数値なし
定住奨励金の交付件数	件	－	53	55	H20から事業実施のためH17は数値なし
年間婚姻数	件	245	187	150	

【目標値の設定理由】

【住み続けたいと思う市民の割合】

アンケートでは、20歳代から40歳代の数値が低く、雇用の場の確保や住環境の整備など総合的な定住施策により、目標値を80%に設定しました。

【定住奨励金の交付件数】

定住奨励金については、不動産業者や住宅メーカーからの積極的なPRにより、該当する方への周知がかなり徹底してきています。今後は、この制度が定住を進めるきっかけとなるよう更にPRすることで、目標値を微増の55件に設定しました。

【年間婚姻数】

平成19年度の婚姻数は252件であり、平成22年の婚姻数は187件であることから、3か年で25.8%減少しており、この率で減少すると、平成28年には103件となります。婚活施策の展開により、この減少率を低くすることで、目標値を現在の2割減の150件に設定しました。

【関連施策】

定住促進への支援・・・「良質な住宅・宅地の供給」（32ページ）に関連施策を掲載。
雇用の場の確保や子育て環境の整備などの定住環境の総合的推進・・・「子育て環境の充実」（13ページ）及び「子育て家庭への支援」（14ページ）に関連施策を掲載。
IJUターン促進・・・「雇用の確保と創出」（31ページ）に関連施策を掲載。

[2－5]いきいきとした活力あるまちづくり
{2－5－8}国内外交流の推進

【施策の目指すべき姿】

市民や市民団体による国際・国内交流を進め、観光、産業、文化、学術など幅広い分野を通して相互理解を深め、交流人口の更なる増加を目指します。

【現状と課題】

○姉妹都市・友好都市交流

本市は、8町村が合併したことから、旧町村における姉妹都市・友好都市の締結（覚書）は、海外7、国内9と多くを数え、現在も様々な交流事業が行われています。

合併後7年が経過し、国際・国内交流の和が少しずつ旧町村の枠から広がり始めていますが、交流事業の中には市民に知られていない事業もあることから、今後、南砺市友好交流協会を中心に、全市的な交流となるよう、事業の周知と参加者の増加に取り組んでいく必要があります。

○その他の国内外交流

各オーナー制度（棚田・赤カブ・そば）による都市住民との交流や、イベント、祭り等による交流を展開しており、姉妹都市・友好都市以外の交流も盛んに行われています。また、いなみ国際木彫刻キャンプ、スキヤキミーツザワールドや利賀演劇祭といった国際的なイベントが開催されており、参加者との交流が盛んに行われています。

今後は、市民の主体的な交流活動を支援し、観光面のみならず産業、文化、学術など様々な分野を通して本市の魅力を高めるとともに、交流人口の拡大を図る必要があります。

【用語解説】

※旧町村での姉妹都市・友好都市締結（覚書）の都市

国内：武蔵野市、多度津市、羽幌市、輪島市（旧門前町）、日之影町、甲賀市（旧信楽町）、中札内村、土庄町、半田市

海外：紹興市（中国）、デルフィ市（ギリシャ）、ツクチェ村（ネパール）、アローザ村（スイス）、平昌郡（韓国）、マルボロ町（アメリカ）、寧波市（中国）

※オーナー制度

そば・棚田米・赤カブの田畑を自分の農地として登録し、種まき・田植えから収穫までを体験できる制度。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
国際交流団体への支援	・友好交流協会を通じての国際交流団体への支援 ・国際化、ボーダーレス化に対応する人材育成事業の展開
国内交流団体への支援	・市民・市民団体の自主性を尊重した国内交流事業の展開 ・各オーナー制度による都市住民との交流や、イベント、祭り等による交流の推進
国内外交流の推進	・外国人が安心して訪れ、暮らせるまちづくりの推進 ・国内交流や国際交流を積極的にサポートする市民の育成

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
南砺市友好交流協会会員数	人	―	760	840	市友好交流協会がH19設立のため、H17は数値なし
交流事業に参加した人数（南砺市友好交流協会関連事業）	人	―	1,810	2,000	市友好交流協会がH19設立のため、H17は数値なし
オーナー制度事業に市外から参加した人数	人	86	70	100	

【目標値の設定理由】

【南砺市交流協会会員数】

南砺市友好交流協会の会員数については、協会結成後順調に伸びてきましたが、平成21年度以降伸び悩みの状態です。今後、協会加入団体の増加を図るとともに、各団体による会員勧誘を促進することで、目標値を1割増の840に設定しました。

【交流事業に参加した人数（南砺市友好交流協会関連事業）】

南砺市友好交流協会関連事業には、小・中学生の交流派遣事業や市民ツアーなど多彩なメニューがあります。今後市民の方への周知を図り、参加者を増やすことで、目標値を1割増の2,000人に設定しました。

【オーナー制度事業に市外から参加した人数】

現在、オーナー制度については参加者数が伸び悩んでいる状況であり、今後グリーンツーリズムの推進を図り、都市と農山村交流をPRすることで、目標値を100人に設定しました。

【関連施策】

各オーナー制度による都市住民との交流・・・「農業・農村の振興」（25ページ）に関連施策を掲載。
国内外交流の推進・・・「観光の振興」（29ページ）に関連施策を掲載。

[3－6]市民と行政の協働のまちづくり
{3－6－1}協働のまちづくり

【施策の目指すべき姿】

市民(市民団体、住民自治組織、NPO等)と行政が、情報を共有しながら対等な立場で役割分担を決め、地域課題や社会的課題の解決に取り組みます。

【現状と課題】

○協働のまちづくり基本条例

市民と行政の協働のまちづくりの実現に向けて、その仕組みづくりの根幹となる「南砺市協働のまちづくり基本条例」の制定に取り組んでいます。今後、条例制定に向けて市民の皆さんの理解を欠くことができません。

○情報の共有

本市では、地域審議会や市政懇談会などを開催し、各種計画の説明や進捗状況を報告していますが、協働のまちづくりを行う上でもっとも重要なことは、行政が持つ情報を市民といかに共有できるかにあります。情報の共有がなければ、市民と行政が責任ある役割を分担することは困難です。協働で解決すべき課題や問題に対して、行政が持つ情報を積極的に市民に開示し、共有していくことが求められています。このほか、広報なんと、ホームページ、市政懇談会、情報公開コーナーなどを更に充実する必要があります。

○地域との連携

本市では、自治振興会・自治会・町内会等から寄せられた要望書をデータベース化し、毎年4月にその達成状況をとりまとめ、すべての自治振興会長、自治会長、町内会長に報告しています。また、頑張る自治振興会応援プログラム事業や協働のまちづくりモデル事業により、市民協働による地域課題の解決を支援しています。今後、ますます少子高齢化が進行し、地域や市民ニーズの多様化が予想されるため、地域との連携が一層重要視されます。

○市民団体との連携

本市では、協働のまちづくり活動をサポートするために、「南砺市協働のまちづくり支援センター」を開設しています。また、市民団体やNPOを対象とした協働のまちづくりモデル事業を実施しています。

一方、子育て支援や介護といった社会的課題を協働で解決していくためには、ボランティア団体や婦人会、老人会、NPOといった市民団体と強固に連携する必要があります。

○市民目線の行政運営

市民から信頼される行政でなければ、市民と行政の協働のまちづくりは実現できません。そのためには、市役所の窓口や担当課の対応はもちろんのこと、常に市民目線での行政運営が求められています。また、施策の決定や事業実施においては、これまで以上に説明責任が問われています。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
協働事業の推進	・協働のまちづくり基本条例の制定と普及 ・協働のまちづくりモデル事業の実施 ・協働のまちづくりリーダー養成事業の推進
情報共有の推進	・地域審議会、地域づくり談議、市政懇談会の開催 ・情報公開コーナー開設、広報なんと発行、HP開設、市政出前講座
自治振興会を核とした住民自治組織との連携	・地域づくり交付金事業の実施 ・地域づくり支援員の設置
市民団体等への支援	・協働のまちづくりモデル事業の実施
市民団体等の連携	・協働のまちづくり支援センターの設置
NPO法人設立への支援	・協働のまちづくりモデル事業の実施

【主な指標】

指標	単位	H17	現状(H22)	目標値(H28)	備考
協働のまちづくりに取り組んでいる市民の割合	%	ー	15.1 (H23)	50.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
市が取り組んでいる協働事業数	事業	5	10	20	

【目標値の設定理由】

【協働のまちづくりに取り組んでいる市民の割合】
市民と行政の協働のまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりが協働事業に取り組むことが大切です。地域との連携や市民団体との連携を強化することにより、協働事業に取り組む市民の割合の目標値を50%と設定しました。
【市が取り組んでいる協働事業数】
市民と行政の協働のまちづくりを推進していくためには、各部、各課において、市が提供できる協働事業を増やしていくことが大切です。目標値を現行事業の倍となる20事業に設定しました。

【用語解説】

※協働のまちづくり
まちづくりに参画する市民、市民団体、企業、NPO、行政などが、お互いに情報を共有しながら、役割分担を決めて、お互いの責任において協力しながら、まちづくりを実践すること。

[3－6]市民と行政の協働のまちづくり
{3－6－2}コミュニティ活動への支援

【施策の目指すべき姿】

すべての市民が地域コミュニティである住民自治組織に加入し、地域の課題解決に向けて、自ら考え自ら行動する地域力の高いコミュニティを形成します。地域コミュニティの核となる自治振興会が、地域連携機能を高め、その地域に適した地域づくりを進めます。

【現状と課題】

○地域内分権と地域づくり交付金

自分たちが住んでいる地域をより安全安心で住みよくしていくためには、住民が自ら考え、行動するという住民自治活動の実践が大切です。地域の個性と実情にあった地域づくりを自己決定、自己責任において取り組むことを可能とした地域内分権制度が新しく導入されました。今後は、地域コミュニティの核となる自治振興会と連携を図りながら、この制度の定着と具体的な成果が求められています。

○コミュニティ施設

本市は昔ながらの「結の精神」が根付く地域です。しかしながら、少子高齢化と過疎化により人口が著しく減少し、連帯感や地域社会への関心が希薄になるなど、コミュニティが失われつつあります。今後、コミュニティ活動の活性化を図るためには、地域コミュニティの活動拠点となる施設の充実に取り組む必要があります。

○自治振興・コミュニティ活動

地域づくり交付金や公民館活動交付金、自主防災組織への資機材や訓練費の助成、頑張る自治振興会応援プログラムや協働のまちづくりモデル事業の展開、集落支援員「いっしょに頑張り隊」の派遣などを通じて、自治会やコミュニティ活動への支援を行っています。今後は、地域住民が主体となった地域づくりやまちづくりの更なる進展を図るために、自治振興会の組織強化と地域づくりリーダーの育成や地域人材、資産の有効活用が求められています。

【用語解説】

※地域内分権
地域により解決したい課題が異なることから、地域の自由裁量で重点的に課題解決に対応することが可能な交付金（地域づくり交付金）を市から支出し、自己責任・自己決定で地域づくりを行う制度。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
地域内分権の推進	・地域づくり交付金事業の実施
地域拠点施設の整備	・地区公民館大規模改修事業の推進
自治会・自治振興会への支援	・集落支援員「いっしょに頑張り隊」の派遣 ・自主防災組織支援事業の推進
コミュニティ活動・まちづくり団体への支援	・協働のまちづくり支援センターの設置
地域人材育成の推進	・地位づくりリーダー養成事業「七転び八起き塾」の開設 ・各種まちづくり講座の開催

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
自治会町内会に加入している世帯の割合	%	ー	91.1（H23）	95.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
自治会町内会行事に参加している市民の割合	%	ー	71.8（H23）	75.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
地域づくり事業を行っている自治会数	箇所	ー	29	40	対象事業はH21から実施のため、H17は数値なし

【目標値の設定理由】

【自治会町内会に加入している世帯の割合】
自分たちが住んでいる地域を安心安全で暮らしやすい地域に変えていくために、自ら考え、自らの責任において行動する住民自治活動の充実が重要です。現在でも加入率は全国的には高い水準ですが、更に4％増の95％に設定しました。
【自治会町内会行事に参加している市民の割合】
組織率が高くても行事等への参加が低ければコミュニティの維持は困難となります。なんらかの形で自治会町内会の行事に参加している市民の割合の目標値を市民全体の3/4となる75％に設定しました。
【地域づくり事業を行っている自治会数】
市は自治会やコミュニティ活動へ様々な支援を行っています。その中で、地域住民が主体となって地域づくりやまちづくりを実践する「協働のまちづくりモデル事業数」を指標として、目標値を40箇所と設定しました。

【関連施策】
地域拠点施設の整備、コミュニティ活動への支援・・・「生涯学習の推進」（21ページ）に関連施策を掲載。

[3－6]市民と行政の協働のまちづくり
{3－6－3}ボランティア活動の推進

【施策の目指すべき姿】

市民や市民団体、企業がボランティア活動に参加し、地域社会を支えあいながら、共に助けあい、心豊かに暮らすことができる社会の実現を目指します。

【現状と課題】

○ボランティア活動

市民や様々なボランティアグループが、奉仕活動やイベントへの協力、趣味を活かしたボランティア活動を行っています。ボランティアセンターが設置され、ボランティア活動のマッチングに対応できる環境も整備されています。しかしながら、ボランティア会員の高齢化や固定化がみられ、新たなボランティア会員の確保が課題となっています。また、大規模災害発生時の災害ボランティア支援体制の確立も今後の課題となっており、新たな仕組みづくりが求められています。

○ボランティア育成

ボランティア養成講座やコーディネーター育成講座などを開催するとともに、ボランティア体験などを通じて、活動への参加を促進しています。一方では、ボランティアへの関心と参加意欲の高揚を図るために、ボランティアポイント制度の導入が求められています。

また、ボランティア情報の収集や発信、ボランティア団体間の連携強化を図るために、今後、ボランティアセンター機能の一層の充実が必要となっています。

【用語解説】

※ボランティアコーディネーター
ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人を調整する人（コーディネーター）、又はその立場をいいます。
※ボランティアサポーター
ボランティアをする方を支援（サポート）する人。日常的な相談を受けたり、助言したりする。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
一人一ボランティアの推進	・こどもボランティアチャレンジ事業の実施 ・企業ボランティアの支援
ボランティアセンターの充実	・ボランティアセンターの機能の充実 ・災害ボランティアの支援
ボランティア団体の連携・活動強化	・ボランティアセンターコーディネーターの強化 ・ボランティア活動の支援

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
ボランティア活動に参加している市民の割合	%	ー	40.2（H23）	50.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
ボランティアセンター登録団体数	団体	165	168	185	
ボランティアセンター登録ボランティアサポーター数	人	16	40	62	

【目標値の設定理由】

【ボランティア活動に参加している市民の割合】
「市民一人一ボランティア活動」を推奨するとともに、南砺市ボランティアセンターの機能を充実させていくことにより、ボランティア活動に参加している市民の割合の目標値を50%に設定しました。
【ボランティアセンター登録団体数・ボランティアセンター登録ボランティアサポーター数】
ボランティア団体においても活動者の固定化と高齢化が課題となっています。ボランティア情報の発進やボランティア団体及びボランティアサポーター間の連携を図ることにより、目標値として「ボランティアセンターに登録している団体数」を185団体、「ボランティアセンターに登録しているボランティアサポーター数」を62人と設定しました。

【関連施策】
ボランティア活動・・・「地域福祉の推進」（12ページ）に関連施策を掲載。

[3－6]市民と行政の協働のまちづくり
{3－6－4}男女協働参画社会の推進

【施策の目指すべき姿】

男女が互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなく、対等なパートナーとして認め合い、共に責任を担い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

【現状と課題】

○男女共同参画の推進

女性と男性がともに互いの能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進員が各団体と協力し、様々な啓発事業に取り組んでいます。しかしながら、地域や年代により、男女共同参画社会への理解に開きがあり、また、各種行政委員への女性の登用が少ないなどの課題があります。今後も、子育てや介護問題など、男女共同参画で対応しなければ解決できない社会的課題を具体的に取り上げながら、引き続き、啓発活動の充実を図る必要があります。

また、地域や企業等の理解を得ながら、社会環境整備への抜本的な取り組みが求められています。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
啓発事業の推進	・男女共同参画推進事業の実施
社会環境づくりの推進	・男女共同参画社会づくり（地域・企業・事業所）の推進 ・男女共同参画フォーラムの開催

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
男女共同参画を理解し実現を目指す市民の割合	%	ー	25.7（H23）	40.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
各種行政委員の中の女性委員の人数	人	97	126	153	
男女共同参画推進員数	人	66	77	80	

【目標値の設定理由】

【男女共同参画を理解し実現を目指す市民の割合】

男女共同参画社会の実現に向けて、その啓発事業や社会的環境整備を推進していくことにより、男女共同参画社会の実現を目指す市民の割合を現行の25.7%に対して、目標値として40%に設定しました。

【各種行政委員の中の女性委員の人数】

市の各種行政委員の内女性委員の人数を、目標値として、その3割にあたる153人に設定しました。

【男女共同参画推進数】

男女共同参画推進員数は、前期計画目標値と同数の80人に目標値を設定しました。

[3－7]健全で開かれたまちづくり
{3－7－1}情報化の推進

【施策の目指すべき姿】

地域間・世代間の情報格差を解消し、市民が、いつでも・どこでも・誰もが自由に情報を取得したり、利用することのできる社会の実現を目指します。
電子自治体の推進により、市民の利便性の向上を目指すとともに、行政の効率化を進めます。

【現状と課題】

○地域情報化の推進

高度情報化社会は引き続き進展しており、インターネットを始めとしたICT（情報通信技術）は市民生活に欠くことのできないものとなっています。本市ではこれまで、職員へのパソコンの配備や高速ネットワークの構築などによって整備した情報通信基盤の活用により、ホームページを介した迅速な行政情報の提供や各種情報システムの活用による市民サービスの向上、行政事務の効率化などにおいて一定の成果を上げています。
今後更に、超高速ネットワークなど情報基盤の整備促進を図るとともに、ICTを活用した行政サービスの充実や新しいサービスを導入し、満足度の高い市民サービスの提供が求められています。

○ユビキタス社会

高齢者や障がい者の情報通信利用について、格差拡大が懸念され、だれでも手軽に情報通信技術を活用できるようにすることが求められています。
今後は、高齢者のみの世帯や一人暮らし世帯の見守りや情報伝達に、情報通信ネットワークを活用したそくさいネットの普及と運用の充実が求められています。

○電子自治体の推進

ICTを活用した満足度の高い市民サービスの提供と、効率的な電子市役所の実現に向けて、市民が行政に参画し市民と行政の協働を促進するシステムの検討や電子申請などの、市民が便利だと実感できる行政サービスを拡充するなど、「電子自治体の構築」が必要となっています。
特に、ICカード（住基カード）の普及啓発とICカードを利用したサービスやアプリケーションの充実を図るとともに、徹底した個人情報の保護に努める必要があります。

○電算システム

現在、電算システムの基幹系業務のサーバーについては、耐震設備の整ったデーターセンターを活用しています。また、将来における基幹系システムの共同利用によるコスト削減を図るため、システムの標準化を進めました。
今後、共同利用に向けて自治体間での調整を進めるとともに、自治体クラウドについての検討も行っていく必要があります。

【用語解説】

※ユビキタス社会
コンピューターを利用し、インターネットなどの情報ネットワークに、いつでも、どこからでもアクセスできる社会環境。ユビキタスとは、ラテン語で「いたる所に存在する」という意味。
※自治体クラウド
近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング（データーサービスやインターネット技術などが、ネットワーク上にあるサーバー群（クラウド（雲））にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピューターでデーターを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要なだけ」を利用することができる新しいコンピューターネットワークの利用形態）を電子自治体の基盤構築にも活用していこうとするもの。市町村ごとにサーバーを設置し、システム運用をしていたものを集約し、サーバーやシステムを共有化することにより、経費の節減を行うことができる。
※ブロードバンド
高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピューターネットワークとネットワーク上で提供される大容量のデーターを活用した新たなサービス。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
地域情報化の推進	・ブロードバンド環境の充実やICT利活用による情報化の推進 ・市のホームページの充実
超高速ネットワークの整備促進	・超高速ネットワークの整備促進を関係機関に要請
ICカード（住基カード）の普及啓発	・ICカードの普及啓発 ・ICカードを利用したサービスやアプリケーションの充実
電算システムの推進	・情報セキュリティ対策の推進 ・新たなシステムの導入による効率的な行政の推進 ・システムの共同利用によるコスト削減

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
住基カードの機能を知っている市民の割合	%	－	86.2（H23）	91.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
ケーブルテレビ加入率	%	49.1	58.6	61.0	
ホームページ閲覧件数	万件	33	134	150	
インターネットを利用している市民の割合	%	－	56.8（H23）	70.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
住基カード発行率	%	38.8	58.2	65.0	
住基カードを利用した証明書の交付率	%	－	35.5	41.0	自動交付機はH19より導入のため、H17の数値なし

【目標値の設定理由】

【住基カードの機能を知っている市民の割合】
住基カード機能を一つでも知っている市民の割合が86.2%ですが、今後広報やCATV等の活用により広くPRを行うことで、目標値を91%に設定しました。
【ケーブルテレビ加入率】
平成22年度末の加入率は58.6%ですが、平成23年7月の地デジ移行に伴いケーブルテレビ加入かアンテナを揚げるかの選択がなされたところであり、今後の加入促進は大変難しい状況です。しかしながら、行政番組の充実やデーター放送、チャンネルの充実を図ることで、目標値を61%に設定しました。
【ホームページ閲覧件数】
平成22年度の閲覧件数は、134万件ですが、平成23年度は若干減少する見込みです。市のホームページのリニューアルにより充実を図ることで、目標値を150万件に設定しました。
【インターネットを利用している市民の割合】
アンケートでは、インターネットを利用していると答えた人の割合は、56.8%でした。今後は、更にブロードバンド環境の充実やICT利活用による情報化の推進を図ることで、目標値を70%に設定しました。
【住基カード発行率】
平成22年度末の発行率は、58.2%ですが、年代別保有状況は、50歳以上が80%、20歳代が21%、30歳代が50%と若年層の保有率が低い状況です。現在の住基カードの主な機能は、身分証明と各種証明書の発行、図書の貸し出しのみであり、今後新たなサービスやアプリケーションの充実を図り、若年層の保有率を高めることで、目標値を65%に設定しました。
【住基カードを利用した証明書の交付率】
平成22年度末の交付率は、35.5%ですが、平成23年8月よりコンビニ交付を開始し、より便利に証明書の交付を受けることができるようになりました。今後は、窓口交付申請者に対し自動交付機暗証番号登録の推進等のPRを行うことで、目標値を41%に設定しました。

【関連施策】
超高速ネットワークの整備促進・・・「工業の振興と企業誘致」（30ページ）に関連施策を掲載。

[3－7]健全で開かれたまちづくり
{3－7－2}効果的で効率的な行政経営

【施策の目指すべき姿】

職員資質を向上し、効果的・効率的な行政組織をつくります。
市民が効果的な行政サービスを受けることができる行政経営を目指します。

【現状と課題】

○広域行政の推進

本市は、砺波広域圏事務組合、砺波地域消防組合、砺波地方介護保険組合などを通して、周辺自治体と連携した広域行政を行ない、スケールメリットを活かしながら、複雑化・多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを行っています。一方、公共交通や観光・イベントなどにおいては、枠組みに捉われることなく、広域的に、柔軟な取り組みが行なわれています。今後も、社会情勢の変化に的確に対応しながら、分野の特性にあわせた広域的な施策の展開に取り組む必要があります。

○行政改革の推進

簡素で効率的な行政経営を推進するため、他自治体に比べて多い職員・公共施設数の見直しや、質の高い行政サービスの実施が求められています。
行政改革大綱・行政改革実施計画等に掲げた取り組みや、職員定員適正化計画に基づき計画的な職員採用に努めるなど、着実に行政改革を進める必要があります。

○行政評価への取り組み

行政改革の一環として、行政評価システムを導入し、施策の達成度と公共事業や各種行政サービスの提供に係る事務事業の検証や優先度の把握を行っています。
今後は、当該システムの的確な運用により、市民本位の開かれたまちづくりに対応していくことが求められています。

○職員資質の向上

時代の変化に的確に対応するため、職員養成研修などによる職員のスキルアップや、より専門的に職務を遂行することが求められています。
職員の能力や専門性を最大限に引き出す配置を行うとともに、人材育成基本方針に基づき職員が積極的に研修を重ねることで、市民ニーズへの対応力や職務遂行能力の向上を図ることが求められています。

【用語解説】

※行政評価システム
行政が実施する施策や事務事業について、実施状況や成果の評価を行い、必要性・有効性・効率性等を分析し、改革・改善を行う組織の経営管理手法の一つ。
※スケールメリット
広域化等により組織の規模を大きくすることによって得られる効果。
※スキルアップ
研修・訓練を通して技能を身につけること。またその訓練のこと。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
広域行政の推進	・市域を越えた効率的な行政サービスの展開 ・圏域を越えた戦略的な交流の推進
行政改革の推進	・市民ニーズの変化に対応した市民サービスの提供 ・市民の自主的・主体的なまちづくり事業の促進 ・行政評価システムの活用(施策・事務事業評価の実施) ・職員の意識改革による積極的な行政改革への取り組み ・指定管理者制度・アウトソーシング(業務の外部委託)の活用 ・公共施設再編計画に基づく施設の適正配置
計画行政の推進	・総合計画基本構想、基本計画及び実施計画に基づく進捗管理 ・総合計画と各種計画の調整 ・施策・事務事業評価による、重要度、優先度を考慮した計画的な行政運営
職員資質の向上	・職員研修の充実及び職員の自己啓発による資質向上 ・効果的な職員研修の実施 ・人事管理の充実 ・優秀な人材の確保

【主な指標】

指標	単位	H17	現状(H22)	目標値(H28)	備考
行政サービス(市役所の仕事)の水準が適正だと思う市民の割合	%	－	68.8 (H23)	80.0	市民意識調査のため、H17は数値なし
職員数(病院事業会計職員を除く)	人	848	707 (H23)	647	
単位人口(1,000人)あたりの職員数	人	14.6	13.1 (H23)	12.9	
経常経費節減額(対平成17年度比較)	百万円	－	1,406	未定	行政改革実施計画がH18から実施のため、H17の数値なし

【目標値の設定理由】

【行政サービス(市役所の仕事)の水準が適正だと思う市民の割合】
市民アンケートにより、現在、どちらかといえばそう思わない(適正だと思わない)と答えた市民の約半数の方に、どちらかといえばそう思う(適正だと思う)と答えていただけることを目指して、目標値を80%に設定しました。
【職員数(病院事業会計職員を除く)】
職員定員適正化計画により、現在の行政サービス水準を維持する最低限の職員数(平成28年度)647人を目標値に設定しました。
【単位人口(1,000人)あたりの職員数】
職員数(病院事業会計職員を除く)の目標値を人口推計値に基づいて算定した数値を目標値に設定しました。
【経常経費節減額(対平成17年度比較)】
次期行政改革実施計画(平成24~28年度の5カ年計画・未策定)の数値と整合させる必要があるため、現在は未定です。

[3－7]健全で開かれたまちづくり
{3－7－3}財政の健全化

【施策の目指すべき姿】

中長期的な展望に基づく計画的で健全な財政運営を進めます。

【現状と課題】

○財政運営

合併特例債の発行は平成26年度までとなっており、また、地方交付税についても算定替えにより平成27年度以降減額される予定ですが、それまでには大型建設事業を完了し、公共施設再編等により経常経費の節減が必要です。
また、総合計画に基づき、事業の予算化や財源措置のある有利な資金の活用など、中長期的な見通しにより、健全な財政運営が必要です。

○市有財産

平成23年9月から運用している公会計管理台帳システムを活用して、市有財産の効率的な管理と指定管理者制度の充実による市民サービスの向上が必要です。
また、未利用資産については、積極的に売却を進めるため、地元や市民への情報提供に努めるとともに、遊休施設の貸付等により、貸付料収入を確保する必要があります。

○公共施設の再編

南砺市は8町村が合併し、人口に比べて面積が大きく、公共施設は1,200を数えます。また、施設の老朽化に伴い、耐震化や大規模改修に多額の費用を必要とします。このため、市では平成22年5月に「公共施設の再配置に関する方針」を決定し、11月には「温泉・スキー場・宿泊施設の再編等の方向性」が示されました。
今後は、この方針に基づき計画的に公共施設の再編を進めることで、経常経費を削減する必要があります。

○税収の確保

本市は、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴い、個人市民税が年々減少しています。また、法人市民税も事業所の収益悪化等から減少しています。一方、市税の収納率は高く、これを維持するため、市民協働意識と納税意識を高揚する啓発活動や税収の増加に結びつく施策の実施など、安定的な自主財源を確保する必要があります。

【用語解説】

※ 経常収支比率
地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。経常経費に充てられた経常一般財源の割合を示しており、経常一般財源の残余が大きいほど臨時の財政需要に対応できる弾力性がある。
※ 実質公債費比率
自治体の一般財源収入に対する地方債返済額の比率。18%以上になると、新たに地方債を発行する際、公債費負担適正化計画を立てて国や県の許可が必要となる。25%以上の団体は財政健全化計画や財政再生計画に基づく許可が必要で、地方債の発行が大きく制限される。
※ 財政力指数
地方交付税の算定で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した値で、自治体の財政力を示す指数。1を超えると普通交付税が交付されないが、財源に余裕があるので水準以上の行政サービスが可能。

【施策の展開】

・施策中分類	・主な事業
計画的な財政運営	・実施計画ローリングに基づく計画的な予算編成 ・合併特例債の活用 ・市債発行の抑制と繰上償還 ・経常経費の節減と基金積立の実施
市有財産の適正管理	・公会計管理台帳システムの活用 ・指定管理者制度の充実による市民サービスの向上
遊休財産の処分	・未利用資産の情報提供と売却の促進 ・普通財産の貸付による貸付料収入の確保
公共施設の再編	・公共施設の再配置に関する方針に基づく再編の促進 ・小中学校・保育園・消防署所などの統廃合と耐震化 ・温泉施設・スキー場・宿泊施設等の再編
自主財源の確保	・市民の協働意識と納税意識の高揚 ・税収増に結びつく施策の実施

【主な指標】

指標	単位	H17	現状（H22）	目標値（H28）	備考
経常収支比率	%	91.9	80.5	90.0	
実質公債費比率（3か年平均）	%	17.2	14.3	16.0	
財政力指数（3か年平均）		0.383	0.402	0.420	
市普通財産（山林を除く土地の総面積）	ha	27.5	23.3	17.5	
滞納整理による収納率（過年度分）	%	16.9	14.7	20.0	

【目標値の設定理由】

【経常収支比率】
扶助費の伸びが高く、普通建設事業が減少するため、現状よりも硬直化します。
【実質公債費比率】
繰上償還により改善しましたが、合併特例債などの借入増加により悪化する見込みから、目標値を16%に設定しました。
【財政力指数】
税収増は期待できないものの、分母である基準財政需要額の減により、目標値を0.42に設定しました。
【市普通財産】
売却実績が伸びていることから、目標値を17.5haに設定しました。
【過年度分収納率】
年度により収納率にバラツキがありますが、より高い収納率を目指すため、目標値を20%に設定しました。

南砺市総合計画基本計画における重点施策

南砺市総合計画がスタートして４年。本市を取り巻く社会情勢はいろいろと変化しており、特に人口の減少、少子高齢化や過疎化の進行といった状況への対策など、市政全般に関わる課題が山積しております。

このような状況の中、今回の総合計画見直しでは、計画期間の後期５年間（平成２４年度～平成２８年度）に向けて基本計画の施策の柱を３９に再編。「さきがけて　緑の里から世界へ」という基本構想に掲げる姿を目指し、市民と行政がともに取り組んでいきます。

そして、これらの施策を展開するに当たり、重点施策として位置づける施策について、政策分野の異なる施策を一体的に連携させ、限られた経営資源の選択と集中を行いながら市民の暮らしの満足度を高め持続可能な行財政経営を行います。

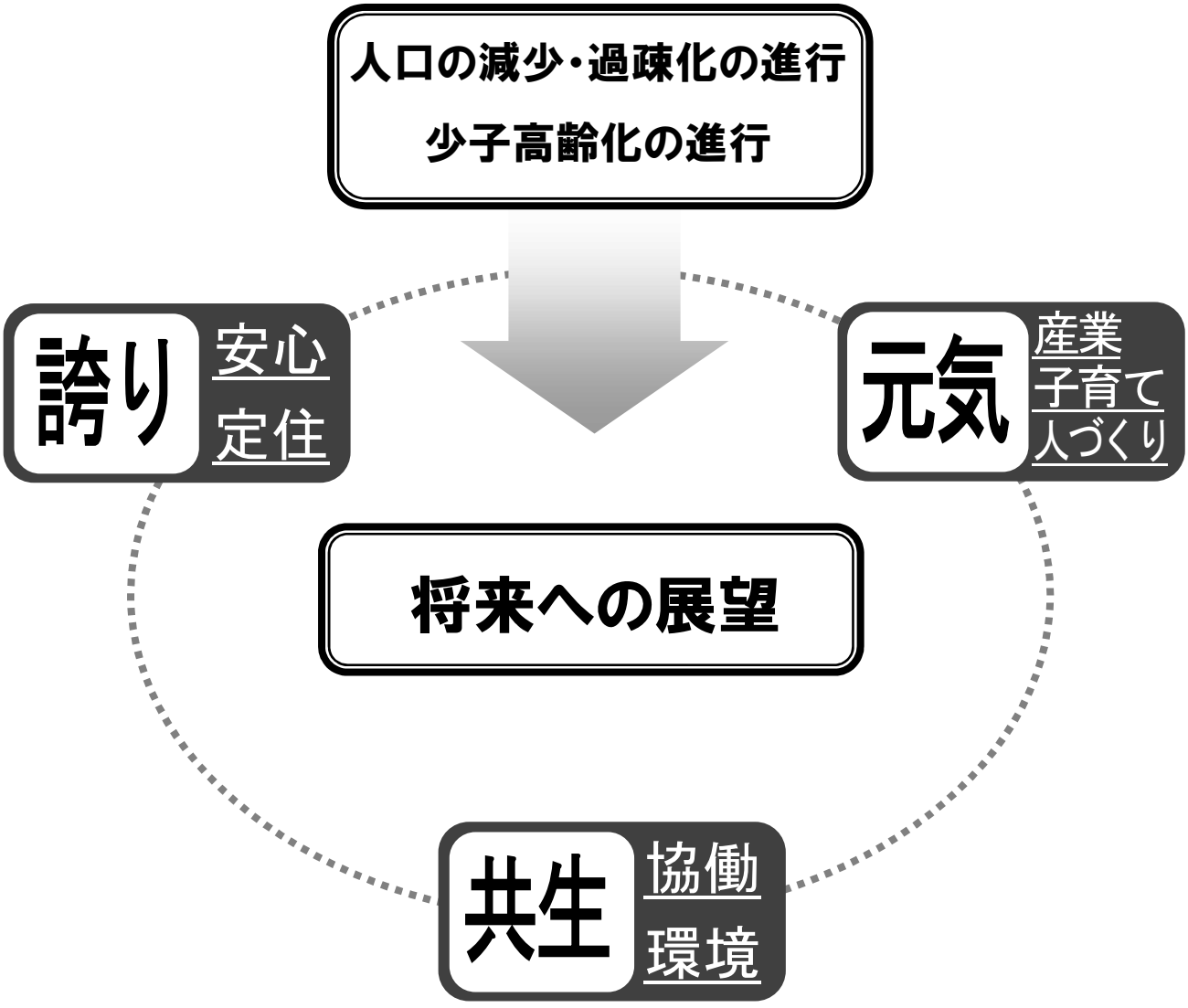

施策の大綱と重点施策

施策の大綱		誇り 安心・定住	元気 産業・子育て・人づくり	共生 協働・環境
基本目標	基本方針			
美しく住みよいまち	自然に優しい住みよいまちづくり		・自然環境の保全と活用	・循環型社会の構築
	安全で快適なまちづくり	・道路・交通ネットワークの充実 ・消防・防災体制の充実	・道路・交通ネットワークの充実	
	健やかなやすらぎのまちづくり	・高齢者福祉の充実 ・健康づくりの推進 ・医療体制の充実	・子育て環境の充実 ・子育て家庭への支援	
創造的で元気なまち	心豊かで創造的なまちづくり		・学校教育の充実	
	いきいきとした活力あるまちづくり	・定住化の推進	・農業・農村の振興 ・観光の振興 ・工業の振興と企業誘致 ・雇用の確保と創出	
開かれたふれあいのまち	市民と行政の協働のまちづくり			・協働のまちづくり ・コミュニティ活動への支援

誇り 安心・定住

本市では、人口の減少が著しく、現在の将来推計人口は、当初計画策定時の推計人口を下回っています。また、高齢化率が全国を上回った割合で推移しています。

豊かな自然、世界遺産をはじめとした貴重な観光資源、充実した子育て環境など、本市の生活環境の豊かさは内外に誇れるものであることから、豊かな生活環境をより充実させながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、また、IJU ターンにより転入したいと思ってもらえる環境を整えます。

そのため、市民一人ひとりがいきいきと生涯にわたり安全で安心して暮らせるよう、市民の生命と財産を地域全体で守る体制強化や健康づくりと地域医療体制の充実、福祉環境の整備促進など、市民一人ひとりがいきいきと生涯にわたり安全で安心して暮らせるまちづくりを行います。

さらに、子育て家庭、若い世代、中高年層、高齢者など、それぞれの特性に応じた支援を様々な政策分野にわたり地域全体で進めます。

施策の柱	重点的な取組み
道路・交通ネットワークの充実	JR 城端線活性化の推進
消防・防災体制の充実	消防・救急体制の充実 防災体制・防災行政無線の整備・充実
高齢者福祉の充実	介護施設の整備・充実 通所系介護サービスの充実 在宅介護・福祉サービスの充実 高齢者の相談・支援体制の充実
健康づくりの推進	保健事業の推進 健康づくり事業の推進
医療体制の充実	診療体制の充実 施設整備と医療機器の導入・更新 地域包括医療ケアシステムの構築
定住化の推進	定住促進への支援 結婚活動への支援 過疎地域対策の推進

（今後予定する主な事業）

・消防署所の再編　・防災拠点施設の整備　・医療･健康･福祉ゾーンの整備

・定住促進支援制度の拡充

元気 産業・子育て・人づくり

活力ある本市の源となる“人・もの”の交流を支える社会基盤の充実を進めるとともに多様な地域資源を有効活用した地場産業の育成や企業（家）支援、立地条件を活かした企業誘致など地域の特色を活かした魅力あふれる産業の振興を行います。これにより、雇用の創出と若い世代への就業支援による IJU ターンを促進します。

また、本市の多様な地域資源に光を当て、さらに磨き上げながら新たな価値を加え、市民の地域への愛着を高めるとともに、観光分野において交流を促進させるなど、人をひきつけ、人が集まるような魅力あふれる元気なまちづくりを進め、交流人口の拡大に努めます。

さらに、本市には、人と人との温かいつながりや豊かな自然、心を豊かに育む歴史や文化など多くの財産があります。これらを活かしながら、明日の南砺市の元気を担う子どもたちが健やかに育つよう、社会全体で子どもたちを守り育てる環境づくりを進めます。

施策の柱	重点的な取組み
自然環境の保全と活用	豊かな森づくりの推進
道路・交通ネットワークの充実	東海北陸自動車道の整備 道路網の整備促進
子育て環境の充実	保育園の整備 児童の居場所づくりの推進
子育て家庭への支援	子育て支援サービスの充実 児童・子育て家庭相談の充実
学校教育の充実	学校施設・設備の整備 健やかな心と体の育成
農業・農村の振興	農業経営基盤の強化 農村環境の保全整備 食育・地産地消の推進
観光の振興	観光資源の開発と活性化 滞在型・体験型観光の推進
工業の振興と企業誘致	企業立地の促進 起業（家）支援 新産業の創出
雇用の確保と創出	就業・雇用の対策 高齢者や障がい者等の雇用の確保

（今後予定する主な事業）
・南砺スマートインターチェンジの整備　・工業用地の整備
・統合保育園の整備　・学校施設耐震補強工事　・学校統廃合

共生 協働・環境

地方分権が進む中で、今後のまちづくりには、市民（市民団体、自治会、NPO 等）や事業所など様々な主体との協働による取り組みが欠かせません。高度化・多様化する市民ニーズや新たな地域課題に対応し、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを行うため、それら様々な主体と行政がまちづくりの目的を共有し、対等な立場で役割分担を行い、協働のまちづくりを進めます。

また、本市は、昔ながらのコミュニティの中でお祭りやイベントが盛んに行われるなど、人と人のつながりが強い地域ですが、人口減少や生活様式の多様化などにより、地域コミュニティや助け合う社会構造の希薄化が懸念されていることから、住む人、集う人が互いに支え合い、助け合う心豊かな地域コミュニティづくりを支援します。

さらに、これまで豊かな自然の恵みの下で生活や農林業活動を営み、地域社会を育んできました。今後も、資源を大切にする循環型社会の構築や地球温暖化防止に向けた取り組みを進め、人と人、人と自然のつながりを大切にする社会を次代に引き継ぎます。

施策の柱	重点的な取組み
循環型社会の構築	環境基本計画の推進 新エネルギーの利活用の推進 バイオマスタウン構想の推進 エコビレッジ構想の推進
協働のまちづくり	協働事業の推進 自治振興会を核とした住民自治組織との連携 市民団体等への支援
コミュニティ活動への支援	地域内分権の推進 地域拠点施設の整備

（今後予定する主な事業）

・エコビレッジ構想の推進

・新エネルギーの導入や利活用への支援

■南砺市総合計画後期基本計画成果指標・目標値等一覧表

基本目標	基本方針	基本計画（施策の柱）	成果指標	指標の説明	単位	当初（H17）	現状（H22）	目標値（H28）
美しく住みよいまち	自然に優しい住みよいまちづくり	自然環境の保全と活用	1 自然環境（散居村景観含む）が美しく保たれていると思う市民の割合	【アンケート】 自然環境（散居村景観含む）が美しく保たれていると思うと回答した数／有効回答数	%	－	74.7 （H23）	80.0
			2 散居景観保全協定の締結数	散居景観保全協定の締結数	件	115	122	130
			3 不法投棄件数	市が回収を行った不法投棄物の件数	件	10	48	40
			4 森づくり活動の参加者数	市内で開催される植樹、育林活動の参加者数	人	1,168	2,380	2,600
			5 市内河川のBOD基準達成率	水質調査地点のうち水質基準を達成した地点の数／一級河川の水質調査9地点	%	100	77.7	100
		循環型社会の構築	6 ごみの総排出量（家庭系可燃ごみ）	市内の家庭から一年間に排出された家庭系可燃ごみの量	t	8,893	8,432	8,000
			7 一人一日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）	上述のごみの総排出量／365日／住民基本台帳人口（4月1日）	g	413	412	360
			8 総資源化量	資源集団回収で集められた資源ごみの量＋通常の資源ごみ収集で集めたごみの量	t	2,381	1,992	2,800
			9 木質ペレット利用量	ペレットストーブ助成事業で購入された台数×１台当りの木質ペレット年間使用量(見込み）＋公共施設での木質ペレット使用量	t	－	－	620
			10 住宅用太陽光発電設置件数	住宅用太陽光発電を設置され北陸電力㈱と余剰電力需給に関する契約された件数+公共施設太陽光発電設置件数	件	144	360	700
			11 自然エネルギー総発電量	太陽光発電装置の定格出力＋小水力発電装置の年間発生電力量	kw	628	1,686	3,500
		適正な土地利用の推進	12 地籍調査の進捗率	湖沼、国有林以外の土地面積の内、地籍調査が終了した面積の割合	%	23.0	24.3	26.0
			13 耕作放棄地面積	農地と認められる土地の耕作放棄地の面積	ha	－	14	10
	安全で快適なまちづくり	道路・交通ネットワークの充実	14 道路を快適に移動していると感じる市民の割合	【アンケート】 [有効回答数から道路に不都合を感じると回答した方を除いた数／有効回答数]で算出した幹線道路・生活道路の平均値	%	－	47.7 （H23）	60.0
			15 公共交通機関を使いやすいと感じる市民の割合	【アンケート】 JR城端線、民営バス、市営バス、タクシーを使いやすいと感じると回答した数／回答総数から無回答を除いた数	%	－	47.3 （H23）	60.0
			16 国道改良率	市内の国道改良済み延長/市内の国道実延長	%	96.2	97.8	99.0
			17 主要地方道改良率	市内の主要地方道改良済み延長/市内の主要地方道実延長	%	60.6	60.7	62.0
			18 一般県道改良率	市内の一般県道改良済み延長/市内の一般県道実延長	%	86.4	88.6	91.0
			19 市道新設改良率	市道の改良済み延長/市道の実延長	%	74.3	75.2	77.0
			20 都市計画街路改良率	都市計画街路の改良済み延長/都市計画街路の全体延長	%	54.0	59.7	63.0
		消防・防災体制の充実	21 災害に対する備えをしている世帯の割合	【アンケート】 日頃から災害等の発生に対して備えができていると回答した数／有効回答数	%	－	28.7 （H23）	65.0

基本目標	基本方針	基本計画（施策の柱）	成果指標	指標の説明	単位	当初（H17）	現状（H22）	目標値（H28）
			22 消防ポンプ車台数（消防団装備のもの）	市内に配備を計画している消防ポンプ車の数(消防団配備分)(常備消防を除く)	台	29	33	37
			23 消火栓設置箇所数	市内に設置している消化栓の数	箇所	1,811	1,958	1,983
			24 防火水槽（耐震性）設置箇所数	市内に設置している防火水槽の数	箇所	469	485	499
			25 自主防災組織率	自治振興会、自治会等で組織化し登録された自主防災世帯数／市内全世帯数	%	63.0	95.4	100
			26 自主防災組織が実施した訓練回数	登録された自主防災組織により実施された防災訓練の回数	回	－	35	45
			27 防災計画で避難できる機能が整った施設の割合	防災計画に示した避難所のうち耐震化された数／防災計画に示した避難所全体の数	%	－	62	67
		交通安全・防犯対策の推進	28 歩道整備延長	市道に歩道が設置された延長	km	72.5	145.3	150.0
			29 交通安全活動等に参加した市民の割合	【アンケート】 過去一年間に交通安全の活動や行事に参加したと回答した数／有効回答数	%	－	35.4 （H23）	40.0
			30 防犯対策を心がけている市民の割合	【アンケート】 防犯対策のうち一番取り組まれているものの回答数／回答総数から無回答を除いた数	%	－	67.9 （H23）	70.0
			31 クーリング・オフの制度を知っている市民の割合	【アンケート】 クーリング・オフ制度の言葉も意味も知っていたと回答した数／有効回答数	%	－	75.6 （H23）	80.0
		克雪・親雪・利雪の推進	32 冬期に安心して暮らすことができると感じる市民の割合	【アンケート】 冬期に安心してくらすことができると感じると回答した数／有効回答数	%	－	54.3 （H23）	60.0
			33 雪を活用したイベントに参加した市民の割合	【アンケート】 過去一年間に雪を活用したイベントへ参加したと回答した数／有効回答数	%	－	18.1 （H23）	30.0
			34 消流雪施設の延長	市道に消雪散水管、流雪溝の設置整備が行われた延長	km	110.2	125.5	133.0
			35 除雪機械の総台数	市で保有している大型除雪機械の総台数	台	104	111	123
			36 地域ぐるみ除排雪機械台数	市が保有し地域に貸付している小型除雪機械の総台数	台	136	182	210
		良質な住宅・宅地の供給	37 現在の住宅が住みやすいと感じる市民の割合	【アンケート】 現在住んでいる家が住みやすいと思うと回答した数／有効回答数	%	－	71.8 （H23）	75.0
			38 木造住宅の耐震改修支援住宅数	市の助成を受けて耐震改修された木造住宅数	件	0	6	18
		良好な都市景観の形成	39 快適な都市景観の中で生活していると感じる市民の割合	【アンケート】 快適な景観の中で暮らしていると思うと回答した数／有効回答数	%	－	71.7 （H23）	75.0
			40 まちなみが美しく保たれていると感じる市民の割合	【アンケート】 まちなみが美しくたもたれていると思うと回答した数／有効回答数	%	－	61.5 （H23）	65.0
			41 景観づくり住民協定数	一定の区域を単位として、景観づくりのルールについて地域住民自らが締結する協定数	件	2	2	6
		上下水道の整備	42 高度浄水普及率	全給水人口のうち、塩素滅菌でも死滅しない微生物に対応、または混入の心配がない安全性の高い水道水が供給されている人口の割合	%	76.0	79.9	98.0
			43 水道事業有収率	全水量のうち使用料の対象となる水量の割合（率を下げる最大の要因は漏水）	%	76.8	74.9	85.0

基本目標	基本方針	基本計画（施策の柱）	成果指標	指標の説明	単位	当初（H17）	現状（H22）	目標値（H28）
			44 下水道接続率	下水道が整備され使用できる人口のうち、実際に接続して下水道を使用している人口の割合	%	80.6	88.3	91.0
			45 下水道事業有収率	全水量のうち使用料の対象となる水量の割合（率を下げる最大の要因は、地下水や雨水等の下水道に入り込む汚水以外の水）	%	79.1	77.8	85.0
			46 下水道による都市浸水対策達成率	市街地における雨水排水の計画面積のうち、雨水管渠などの施設が整備され浸水被害が解消されたた面積の割合	%	52.3	62.3	66.0
		環境衛生対策の充実	47 身近な河川がきれいだと感じている市民の割合	【アンケート】 有効回答数から身近な河川が汚れていると感じたと回答した方を除いた数／有効回答数	%	－	48.9 （H23）	55.0
			48 狂犬病予防注射接種	狂犬病予防注射接種数／犬登録数	%	84.3	83.7	100
	健やかなやすらぎのまちづくり	地域福祉の推進	49 地域での福祉分野のボランティア活動に参加した市民の割合	【アンケート】 過去一年間にボランティア活動に参加したと回答したうち、福祉分野のボランティア活動を選択した数／有効回答数	%	－	9.5 （H23）	10.3
			50 市民支援者数	ボランティアセンター登録者、ケアネット協力員及び生活支援員数	人	3,424	5,040	6,630
			51 要援護者1人に対する市民支援者数	市民支援者数／要援護者数	人	－	0.69	0.87
		子育て環境の充実	52 延長保育実施施設数	延長保育のニーズに対応できる保育園数	箇所	6	8	8
			53 病後児保育施設整備数	病後児保育が実施できる施設環境が整った保育園数	箇所	1	1	4
			54 休日保育実施施設数	日曜日や祝祭日の保育ニーズに対応できる保育園数	箇所	1	1	8
			55 地域主体の学童保育実施数（さんさん広場）	地域が開設し運営する学童保育で市が支援する箇所数	箇所	0	4	6
			56 就労しながら無理なく子育てができると感じる保護者の割合	【アンケート：18歳未満のお子さんがいる家庭】就労しながら無理なく子育てすることができると思うと回答した数／有効回答数	%	－	52.0 （H23）	55.0
		子育て家庭への支援	57 地域子育て支援センター（公・私立）箇所数	未就園児の保護者等が集い、交流や情報交換ができる場所数	箇所	4	4	10
			58 乳幼児と中高生のふれあいの場や子育て講座の回数	児童館が実施する中高生と乳幼児のふれあい事業や子育て講座の開催回数	回／年	3	14	16
			59 子育てに喜びや生きがいを感じている保護者の割合	【アンケート：18歳未満のお子さんがいる家庭】子育てに喜びや生きがいを感じると回答した数／有効回答数	%	－	88.5 （H23）	95.0
		高齢者福祉の充実	60 要支援・要介護認定率	要支援・要介護認定者数／65歳以上高齢者数	%	15.0	16.9	18.5
			61 要支援・要介護認定者数	介護保険サービスを受けるため要介護（要支援を含め介護度は7段階）の認定を受けた人数	人	2,530	2,868	3,410
			62 訪問看護、訪問リハビリ利用者数	市の訪問看護ステーションが行っている訪問看護や訪問リハビリの月当たりの利用人数	人／月	272	390	460
			63 高齢者サロン参加者数	南砺市社会福祉協議会や地域で実施されている高齢者の交流事業への年間参加延数	人	37,704	44,772	50,500
		障がい者福祉の充実	64 障がい者支援サポーター数	南砺市社会福祉協議会で実施している障害者に関わる事業・ボランティアに登録している人数	人	94	206	256
			65 グループホーム・ケアホーム利用者数	グループホーム・ケアホームを利用している市民の数	人	15	42	70

基本目標	基本方針	基本計画（施策の柱）	成果指標	指標の説明	単位	当初（H17）	現状（H22）	目標値（H28）
		健康づくりの推進	66 心身ともに健康だと感じている市民の割合	【アンケート】 身心ともに健康だと感じていると回答した数／有効回答数	%	－	45.8	55.0
			67 75歳未満の死亡率（人口10万対）	75歳未満の死亡者数（前年との平均値）を75歳未満の人口で割り100,000倍する	－	365.6	346.3（H21）	341.0
			68 特定健診における受診率	特定健診受診数/年度中に異動の無い40～74歳国保加入者	%	－	55.9（H21）	65.0
		医療体制の充実	69 医師数（人口１０万人当たり）	医師の従業地別数（厚生労働省公表値）を対人口10万人に換算（人口は推計人口）	人	238.3（H18）	143.2（H20）	175.0
			70 看護師数（人口１０万人当たり）	看護師の従業地別数（看護師数は准看護師を含む「職種別就業状況(市町村別)」の値）を対人口10万人に換算（人口は推計人口）	人	986.4（H18）	1037.5（H20）	1,197.2
			71 医業収支比率	医業収益÷医業費用×100	%	83.3	86.8	95.0
		社会保障制度の適正な運営	72 国民健康被保険者一人当たりの医療費	国民健康被保険者一人当たりの平均年間医療費	円	－	330,000	394,000
			73 一人当たりの介護給付費	一人当たりの１年間の介護保険給付費の総額（居宅介護サービス費・施設介護サービス費等の介護給付に係る費用など）	万円	196	169	183
			74 保護率	人口千人に対して生活保護を受ける人の割合	‰	1.00	0.91	1.45
創造的で元気なまち	心豊かで創造的なまちづくり	学校教育の充実	75 学校施設耐震化率	耐震基準を満たしている小中学校施設の割合	%	57.4	85.2	100
			76 児童一人当たりの月平均学校図書館図書貸出冊数	学校図書館の平均月間貸出冊数／小学校児童数	冊	－	5.5	8.0
			77 生徒一人当たりの月平均学校図書館図書貸出冊数	学校図書館の平均月間貸出冊数／中学校生徒数	冊	－	0.4	3.0
			78 全国学力調査の県平均正答率を上回る教科の割合(小学校)	県平均正答率を上回る教科／調査対象教科	%	－	75	100
			79 全国学力調査の県平均正答率を上回る教科の割合（中学校）	県平均正答率を上回る教科／調査対象教科	%	－	0	100
			80 南砺市全体の分野別説明教材の種類	小中学校の社会科や理科で使用する南砺市に関する資料	種類	0	6	8
		生涯学習の推進	81 学習活動を行っている市民の割合	【アンケート】 日頃から生涯学習を行っていると回答した数／有効回答数	%	－	21.5（H23）	23.0
			82 学習したことを実践している市民の割合	【アンケート】 生涯学習で学んだことを他の人に教えていると回答した数／有効回答数	%	－	12.5（H23）	13.0
			83 バリアフリー対策をした公民館数	地域の生涯学習の拠点である公民館のバリアフリー化済み館数	館	1	11	24
			84 １人当たり図書貸し出し図書数	市立図書館が一年間に貸し出した図書の冊数／人口	冊	4.0	6.0	6.5
			85 各種講座参加者数	市が主催する社会教育講座への参加者総数	人	7,565	10,843	10,800
		生涯スポーツの推進	86 スポーツを行っている市民の割合	【アンケート】 日頃からスポーツを行っていると回答した数／有効回答数	%	－	23.0（H23）	30.0
			87 総合型地域スポーツクラブ加入率	総合型地域スポーツクラブ会員数／人口	%	13.0	16.8	18.0

基本目標	基本方針	基本計画（施策の柱）	成果指標	指標の説明	単位	当初（H17）	現状（H22）	目標値（H28）
		芸術文化活動の振興	88 積極的に文化活動を行っている市民の割合	【アンケート】 積極的に文化活動を行っていると回答した数／有効回答数	%	－	14.9 （H23）	16.0
			89 市美術展応募作品数	南砺市美術展の応募作品数	点	366	321	340
			90 文化ホール等利用者数	井波総合文化センター、福野文化創造センターの年間利用者数	人	155,072	108,820	110,000
			91 美術館入場者数	福光美術館の年間入場者数	人	30,061	15,024	18,000
		文化財の保存・活用と伝統文化の継承	92 コガヤ年間生産量	五箇山地域のコガヤの年間生産量（生産者からの聞き取りによる）	束	5,000	10,000	12,000
			93 獅子舞継承団体数	市内の獅子舞継承団体の数（聞き取り調査による）	団体	104	104	104
			94 井波歴史民俗資料館入館者数	井波歴史民俗資料館の年間入館者数	人	2,670	677	2,000
			95 城端曳山会館入館者数	城端曳山会館の年間入館者数	人	10,515	9,136	10,000
	いきいきとした活力あるまちづくり	農業・農村の振興	96 地場産食材を意識して購入している家庭の割合	【アンケート】 地場産の食材を意識して購入していると回答した数／有効回答数	%	－	38.1 （H23）	45.0
			97 30a区画以上のほ場整備率	１区画面積が30a以上のほ場整備済み面積／ほ場整備済み総面積	%	75.2	75.5	76.0
			98 認定農業者数	市内の認定農業者の数	経営体	107	147	165
			99 担い手による経営面積割合	認定農業者等の担い手の経営面積／農用地（田）面積	%	58.4	69.0	80.0
			100 エコファーマー数	市内のエコファーマーの数	経営体	358	776	800
			101 学校給食での地元産品使用割合	学校給食の県内産食材使用量／学校給食の食材総使用量	%	25.0 （H16）	29.8	30.0
		森林・林業の振興	102 路網密度	民有林内における林道・作業道(路)の1ha（ヘクタール）あたりの延長	m／ha	14.8	16.3	19.7
			103 間伐面積	森林組合の単年度の間伐実施面積	ha	317	212	420
			104 素材生産量（針葉樹）	森林組合における単年度の針葉樹の素材生産量	m^3	2,200	7,507	9,500
			105 林業担い手	森林組合、企業等の林業従事者数（富山県森林林業統計書より）	人	108	173 （H21）	173
			106 集約化団地数	個人が持つ小規模な森林を、周囲の森林とまとめて団地としたものの数	団地	3	19	60
		商業の振興	107 市内商業事業者数	市内の商業事業者（事業所）の数（商業統計５年毎）	社	1059 （H16）	960 （H19）	900
			108 商業従業員数	市内の商業従事員の数（商業統計５年毎）	人	4,125 （H16）	3,656 （H19）	3,500
			109 商業年間販売額	市内の商業の年間販売額（商業統計５年毎）	百万円	65,764 （H16）	52,015	46,000
			110 伝統産業事業所数	井波彫刻・五箇山和紙の事業者（事業所）の数（彫刻組合・和紙組合聞き取り）	事業所	－	118 （H19）	120
			111 伝統産業従業者数	井波彫刻・五箇山和紙の従事者の数（事業所）の数（彫刻組合・和紙組合聞き取り）	人	－	185	190
			112 伝統産業年間販売額	井波彫刻・五箇山和紙の年間販売額（事業所）の数（彫刻組合・和紙組合聞き取り）	百万円	1,040 （H16）	637 （H19）	700
			113 南砺市内で買い物をする市民の割合	【アンケート】 主に南砺市内で買い物をすると回答した数／回答総数から無回答を除いた数で算出した食糧品、日用雑貨、衣料品、電化製品、趣味に関するものの割合の平均値	%	－	42.3 （H19）	42.3

基本目標	基本方針	基本計画（施策の柱）	成果指標	指標の説明	単位	当初（H17）	現状（H22）	目標値（H28）
		観光の振興	114 観光客入り込み数	市観光協会において支部ごとに調査している観光客入り込み数の合計	万人	358	316	330
			115 市内宿泊施設利用者数	市観光協会において支部ごとに調査している宿泊施設の利用者数の合計（市内宿泊施設の収容人数	人	91,900	98,500	120,000
			116 南砺里山博の体験プログラムに参加した市民の割合	【アンケート】 南砺里山博の体験プログラムに参加したことがあると回答した数／有効回答数	%	－	5.9 （H23）	10.0
			117 観光ボランティアガイドが観光客を案内した回数	市内7団体の観光ボランティアガイドが実際に観光客を案内した回数	回	－	296	330
		工業の振興と企業誘致	118 市内事業所数	工業統計調査による事業所数	社	296	245	229
			119 製造品出荷額（従業員数4人以上）	工業統計調査による製造品出荷額	億円	2,496	2,376	2,305
			120 新規立地企業数	市内に新たに立地した企業数（H17からの累計値）	社	0	2	4
			121 増設した既存企業数	企業立地奨励事業申請企業数（H17からの累計値）	社	1	8	18
			122 新規起業（家）数	企業家育成支援事業申請数（H17からの累計値）	社（人）	0	3	18
		雇用の確保と創出	123 完全失業率	ハローワーク砺波管内の完全失業率	%	4.0	3.9	3.0
			124 有効求人倍率	ハローワーク砺波管内の有効求人倍率	倍	0.96	0.60	0.95
			125 高齢者雇用割合	ハローワーク砺波管内の高齢者雇用の割合	%	5.7	10.3	15.0
		定住化の推進	126 住み続けたいと思う市民の割合	【アンケート】 今後も現在住んでいる地域に住み続けたいと思うと回答した数／有効回答数	%	－	76.8 （H23）	80.0
			127 定住奨励金の交付件数	市から交付される定住奨励金の年間交付件数（年度単位）	件	－	53	55
			128 年間婚姻数	人口動態統計による年間婚姻件数（年単位）	件	245	187	150
		国内外交流の推進	129 南砺市友好交流協会会員数	南砺市友好交流協会に登録されている団体の会員数の合計	人	－	760	840
			130 交流事業に参加した人数（南砺市友好交流協会関連事業）	南砺市友好交流協会が関与した交流事業に参加した人数(年度単位)	人	－	1,810	2,000
			131 オーナー制度事業に市外から参加した人数	各オーナー制度（棚田、赤カブ、そば）事業に市外から参加した人数（1オーナー2人とカウント）	人	86	70	100
開かれたふれあいのまち	市民と行政の協働のまちづくり	協働のまちづくり	132 協働のまちづくりに取り組んでいる市民の割合	【アンケート】 協働のまちづくりに取り組んだことがあると回答した数／有効回答数	%	－	15.1 （H23）	50.0
			133 市が取り組んでいる協働事業数	市が各課において、取り組んでいる協働事業の数	事業	5	10	20
		コミュニティ活動への支援	134 自治会町内会に加入している世帯の割合	【アンケート】 自治会町内会に加入していると回答した数／有効回答数	%	－	91.1 （H23）	95.0
			135 自治会町内会行事に参加している市民の割合	【アンケート】 過去一年間に自治会町内会行事に参加したことがあると回答した数／有効回答数	%	－	71.8 （H23）	75.0
			136 地域づくり事業を行っている自治会数	協働のまちづくりモデル事業に取り組んでいる自治会町内会の数	箇所	－	29	40
		ボランティア活動の推進	137 ボランティア活動に参加している市民の割合	【アンケート】 過去一年間にボランティア活動に参加したと回答した数／有効回答数	%	－	40.2 （H23）	50.0

基本目標	基本方針	基本計画（施策の柱）	成果指標	指標の説明	単位	当初（H17）	現状（H22）	目標値（H28）
			138 ボランティアセンター登録団体数	市のボランティアセンターに登録している団体数	団体	165	168	185
			139 ボランティアセンター登録ボランティアサポーター数	市のボランティアセンターに登録しているボランティアサポータ数	人	16	40	62
		男女共同参画社会の推進	140 男女共同参画を理解し実現を目指す市民の割合	【アンケート】 男女共同参画の考え方を知っており、関心もあると回答した数／有効回答数	%	－	25.7 （H23）	40.0
			141 各種行政委員の中の女性委員の人数	各種行政委員の中の女性委員の人数	人	97	126	153
			142 男女共同参画推進員数	男女共同参画推進員の人数	人	66	77	80
	健全で開かれたまちづくり	情報化の推進	143 住民基本台帳カード（住基カード）の機能を知っている市民の割合	【アンケート】 住民基本台帳カードの機能を一つでも知っていると回答した数／回答総数から無回答を除いた数	%	－	86.2 （H23）	91.0
			144 ケーブルテレビ加入率	年度末におけるケーブルテレビ加入世帯数を年度末の住民基本台帳世帯数で除して算出	%	49.1	58.6	61.0
			144 ホームページ閲覧件数	アクセス解析により閲覧件数を算出（年度単位）	万件	33	134	150
			146 インターネットを利用している市民の割合	【アンケート】 情報通信機器のうちインターネット（パソコン）を利用していると回答した数／有効回答数	%	－	56.8 （H23）	70.0
			147 住基カード発行率	住基カード有効カード保有枚数／住民基本台帳人口（4/1現在）	%	38.8	58.2	65.0
			148 住基カードを利用した証明書の交付率	自動交付機証明書発行件数+コンビニ交付証明書発行件数／証明書総発行件数	%	－	35.5	41.0
		効果的で効率的な行政経営	149 行政サービス（市役所の仕事）の水準が適正だと思う市民の割合	【アンケート】 市の行政サービスの水準が適正だと思うと回答した数／有効回答数	%	－	68.8 （H23）	80.0
			150 職員数（病院事業会計職員を除く）	定員適正化計画における職員の実績数(病院事業会計職員は除く)(4/1現在)	人	848	707 （H23）	647
			151 単位人口（1,000人）当たりの職員数	定員適正化計画における職員の実績数(病院事業会計職員は除く)(4/1現在) ／人口(1,000人当)	人	14.6	13.1 （H23）	12.9
			152 経常経費節減額（対平成17年度比較）	行政改革実施計画の進捗管理により算出した経費節減額	百万円	－	1,406	未定
		財政の健全化	153 経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標	%	91.9	80.5	90.0
			154 実質公債費比率（3か年平均）	一般財源収入に対する地方債等返済額の比率	%	17.2	14.3	16.0
			155 財政力指数（3か年平	自治体の財政力を示す指数	－	0.383	0.402	0.420
			156 市普通財産（山林を除く土地の総面積）	公用・公共用に供しない一団200㎡以上の土地	ha	27.5	23.3	17.5
			157 滞納整理による収納率（過年度分）	市税の過年度滞納分に係る収納率	%	16.9	14.7	20.0